

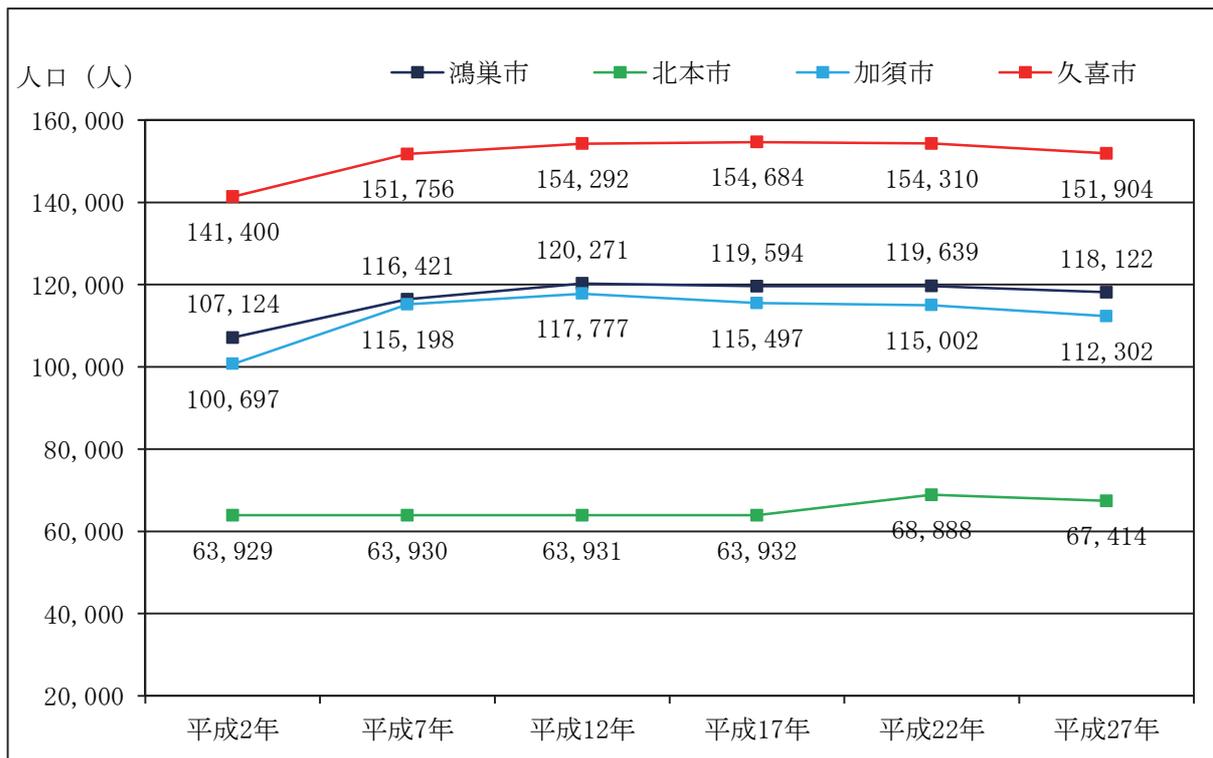
3.2 地域の社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口

関係市における平成2年～平成27年の人口の推移は、図 3.2.1-1 に示すとおりであり、平成27年に若干の減少傾向を示すものの、ほぼ横ばいで推移している。

関係市における平成22年の年齢階層別の人口は、図 3.2.1-2 に示すとおりであり、概ねつば型の人口構成を示している。

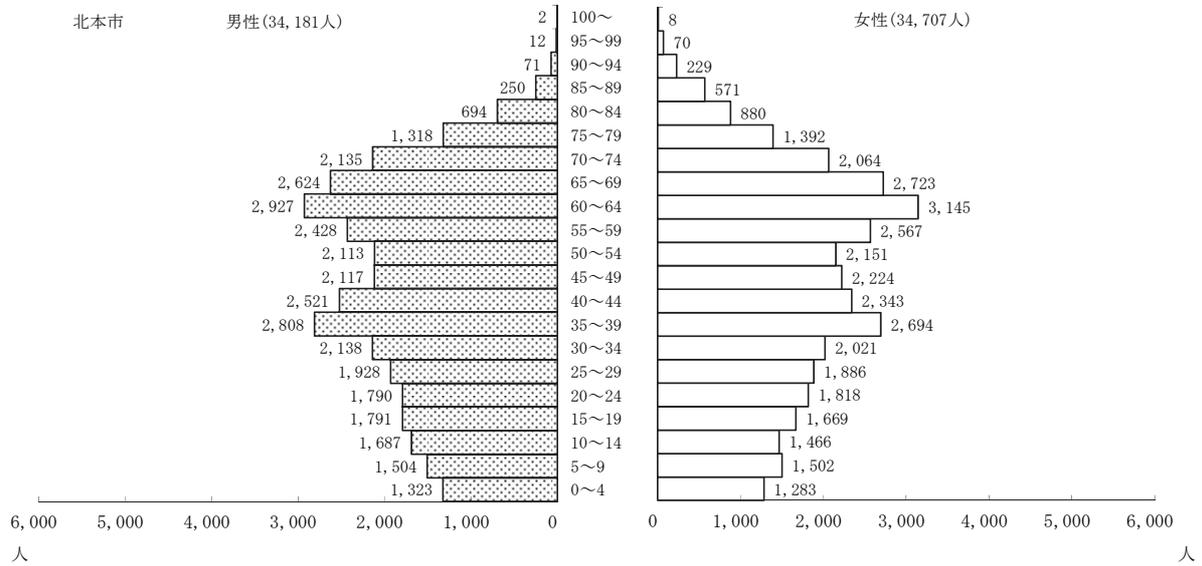
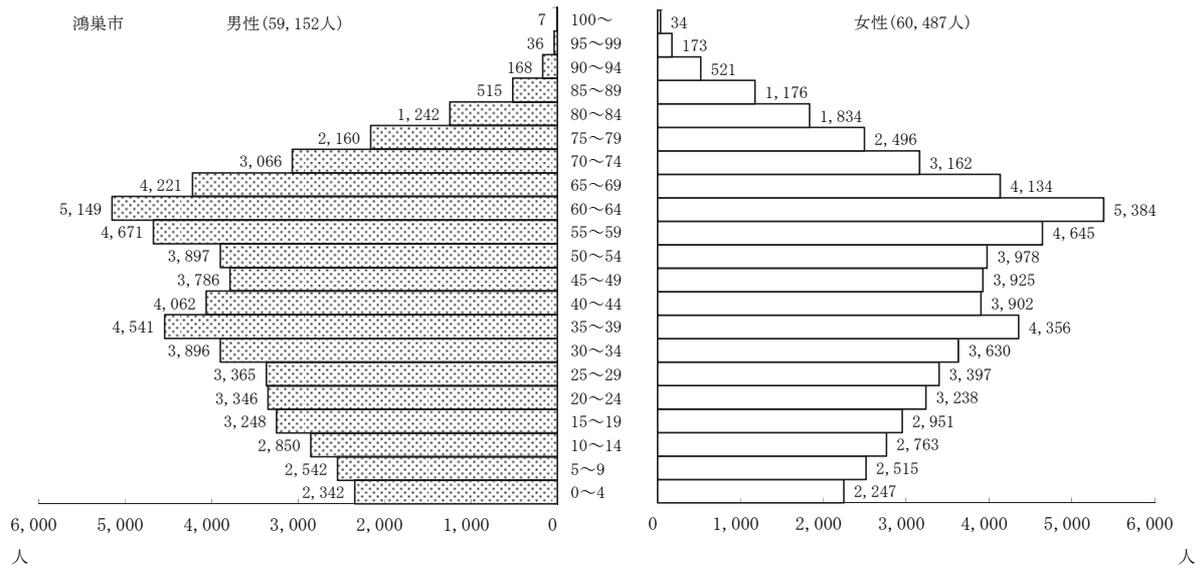


注) 1. 鴻巣市の平成2年～平成12年の人口は、合併前の旧1市2町の総数である。

2. 加須市及び久喜市の平成2年～平成17年の人口は、合併前の旧1市3町の総数である。

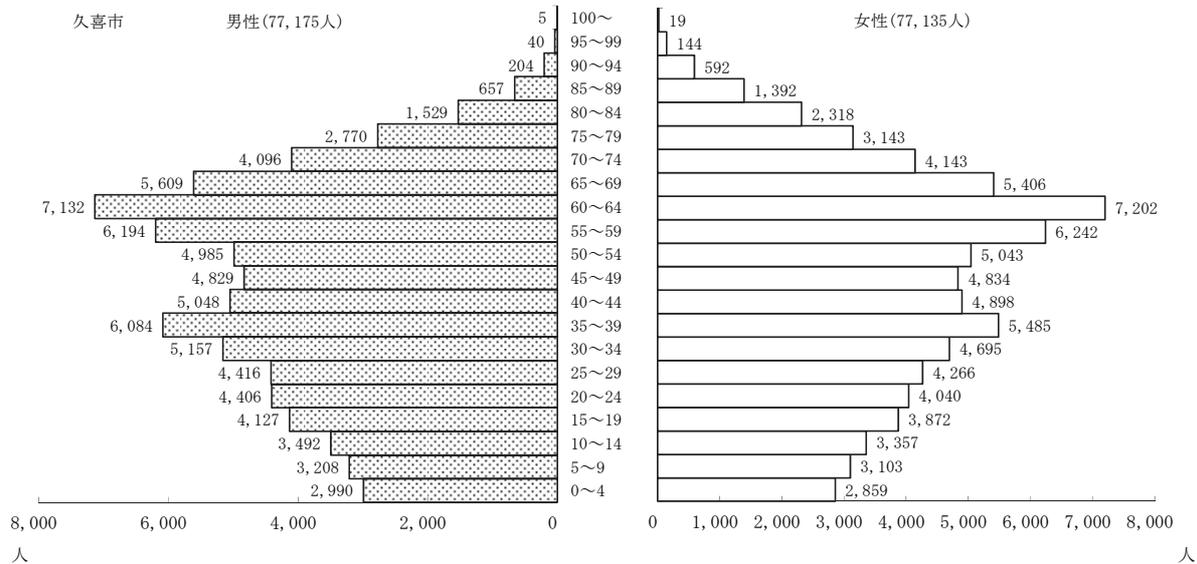
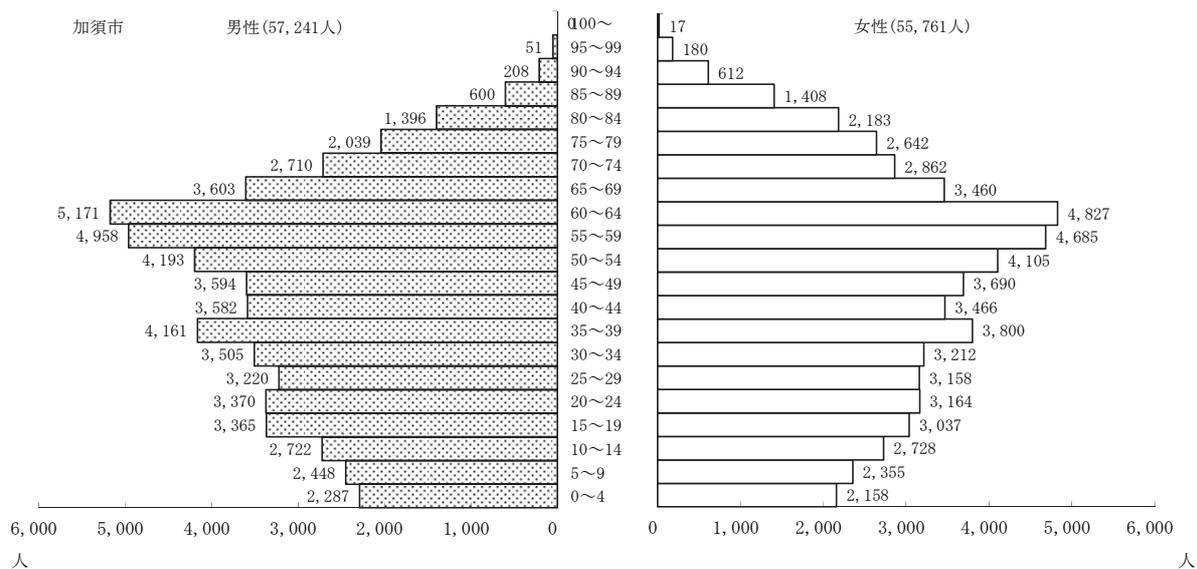
資料) 1. 国勢調査 人口等基本集計(総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521>)をもとに作成

図 3.2.1-1 人口の推移(鴻巣市、北本市、加須市及び久喜市)



資料)1. 国勢調査 人口等基本集計(総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?toacd=00200521>)をもとに作成

図 3.2.1-2(1) 年齢階層別人口(鴻巣市及び北本市 平成22年)



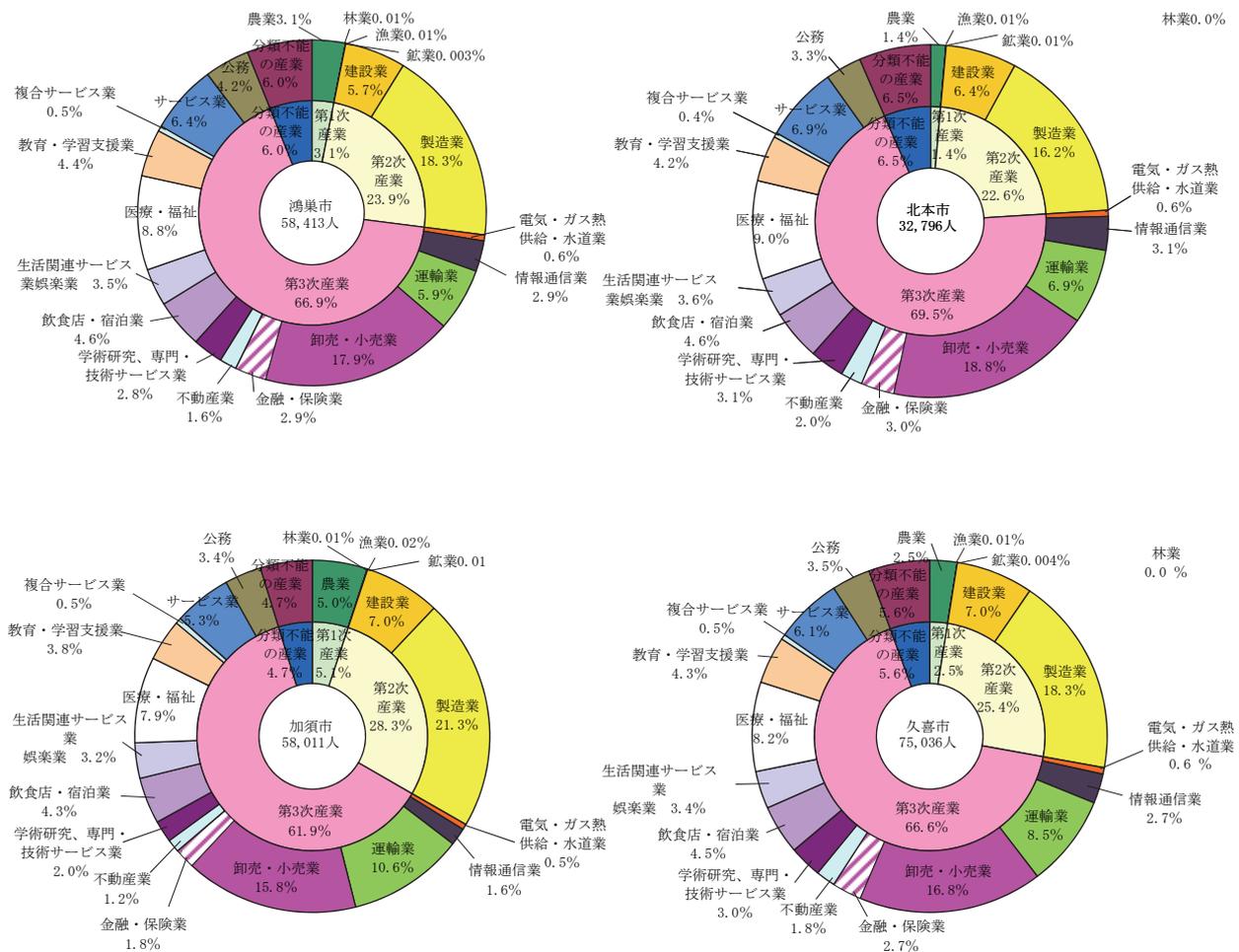
資料)1. 国勢調査 人口等基本集計(総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521>)をもとに作成

図 3.2.1-2(2) 年齢階層別人口(加須市及び久喜市 平成22年)

(2) 産業

関係市における平成 22 年の就業者数(15 歳以上)を図 3.2.1-3 に示す。

全ての市において、第 3 次産業の就業者の占める割合が最も高くなっている。産業内識別にみると、鴻巣市、加須市及び久喜市は製造業の割合が、北本市は卸売・小売業の割合が最も高くなっている。



注) 1. 値は小数点第 2 位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも 100%とはならない。

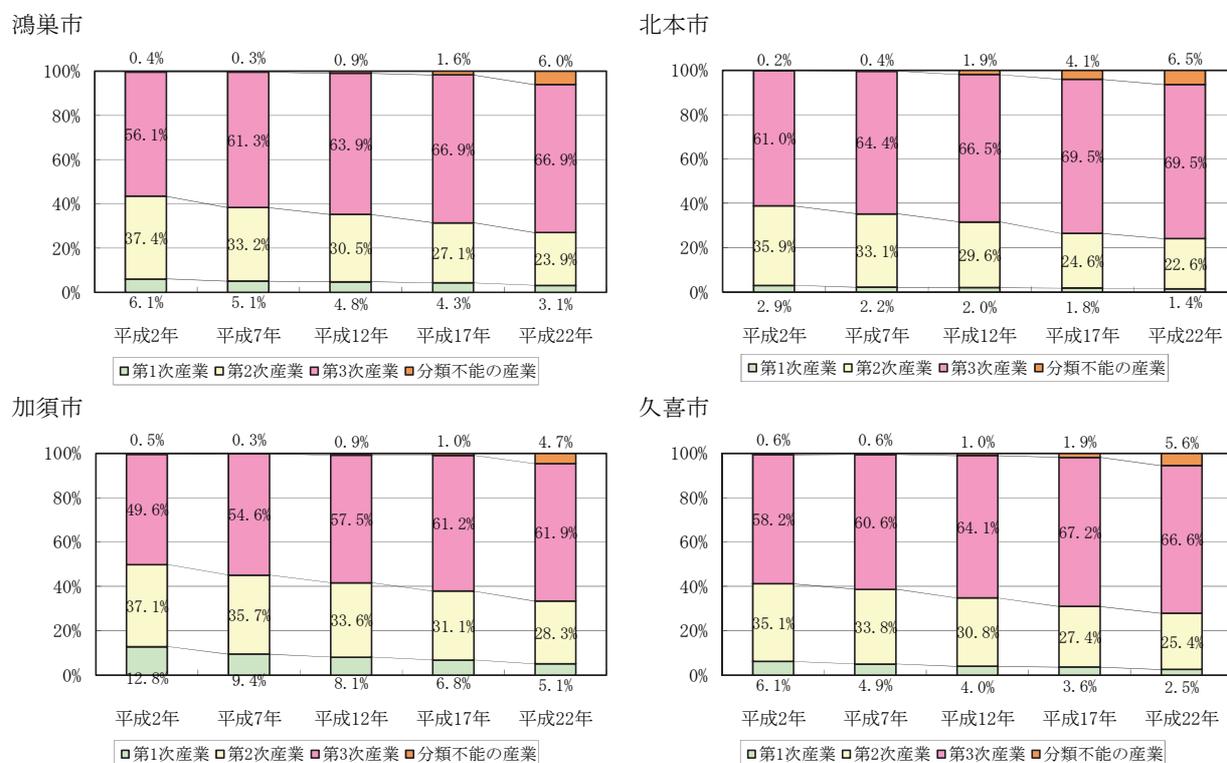
2. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

資料) 1. 国勢調査 産業等基本集計(総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL0210010>

4. do?tocd=00200521)をもとに作成

図 3.2.1-3 産業別就業者の割合(平成 22 年)

また、関係市における産業別就業者の割合の推移は、図 3.2.1-4 に示すとおりであり、第 3 次産業の割合が増加する一方、第 1 次産業、第 2 次産業の割合は減少している。



注) 1. 値は小数点第 2 位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも 100%とはならない。
 2. 鴻巣市の平成 2 年～平成 12 年の割合は、合併前の旧 1 市 2 町の総数である。
 3. 加須市及び久喜市の平成 2 年～平成 17 年の割合は、合併前の旧 1 市 3 町の総数である。
 4. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。
 資料) 1. 国勢調査 産業等基本集計(総務省統計局ホームページ <https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02100104.do?tocd=00200521>)をもとに作成

図 3.2.1-4 産業別就業者の割合の推移

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用状況

関係市における地目別土地利用状況を表 3.2.2-1 及び図 3.2.2-1 に示す。調査範囲における土地利用状況を図 3.2.2-2 に示す。

鴻巣市では、その他を除くと田、畑、宅地の占める割合が高く、北本市では宅地の割合が高く、加須市では田の割合が高く、久喜市では田と宅地の割合が高くなっている。

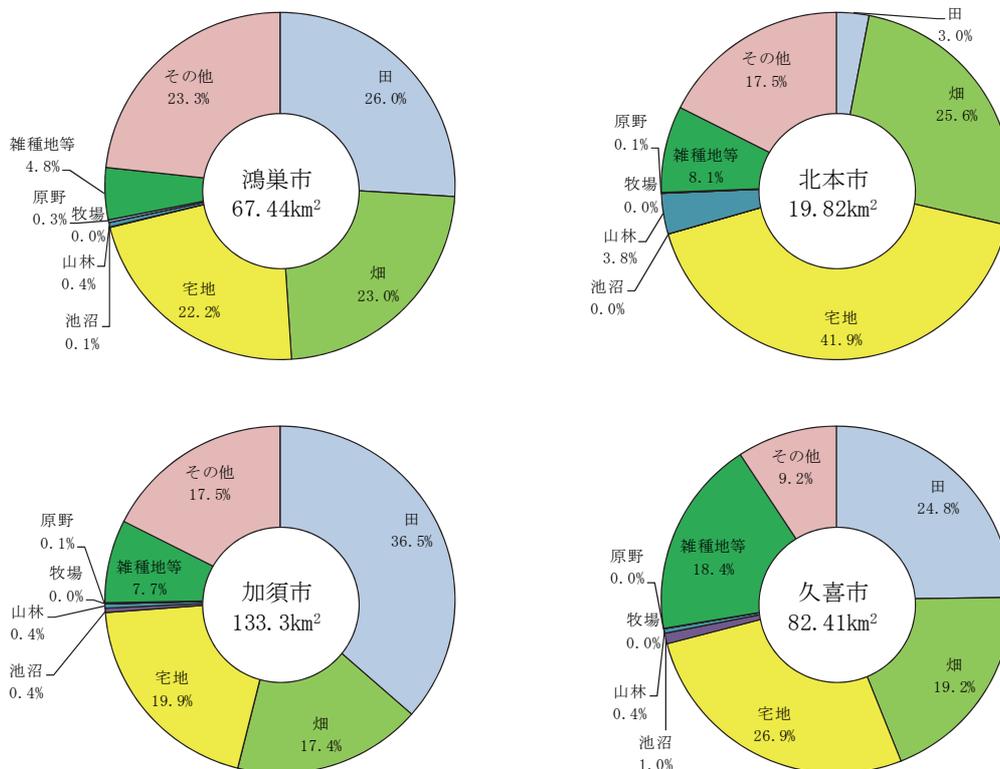
表 3.2.2-1 土地利用状況

単位：km²

市名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地等	その他	行政面積
鴻巣市	17.516	15.496	14.974	0.040	0.274	-	0.170	3.262	15.708	67.44
北本市	0.597	5.076	8.308	0.000	0.751	-	0.014	1.599	3.475	19.82
加須市	48.604	23.218	26.575	0.541	0.539	-	0.126	10.316	23.381	133.30
久喜市	20.433	15.812	22.197	0.809	0.357	-	0.026	15.165	7.611	82.41
合計	87.150	59.602	72.054	1.390	1.921	-	0.336	30.342	50.175	302.97

注)1. 「その他」とは、非課税対象の土地利用区分であり、国有林、河川、道路等を示し、平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院 平成 27 年)による行政面積から「その他」を除く各利用区分面積を差し引いて算出したものである。

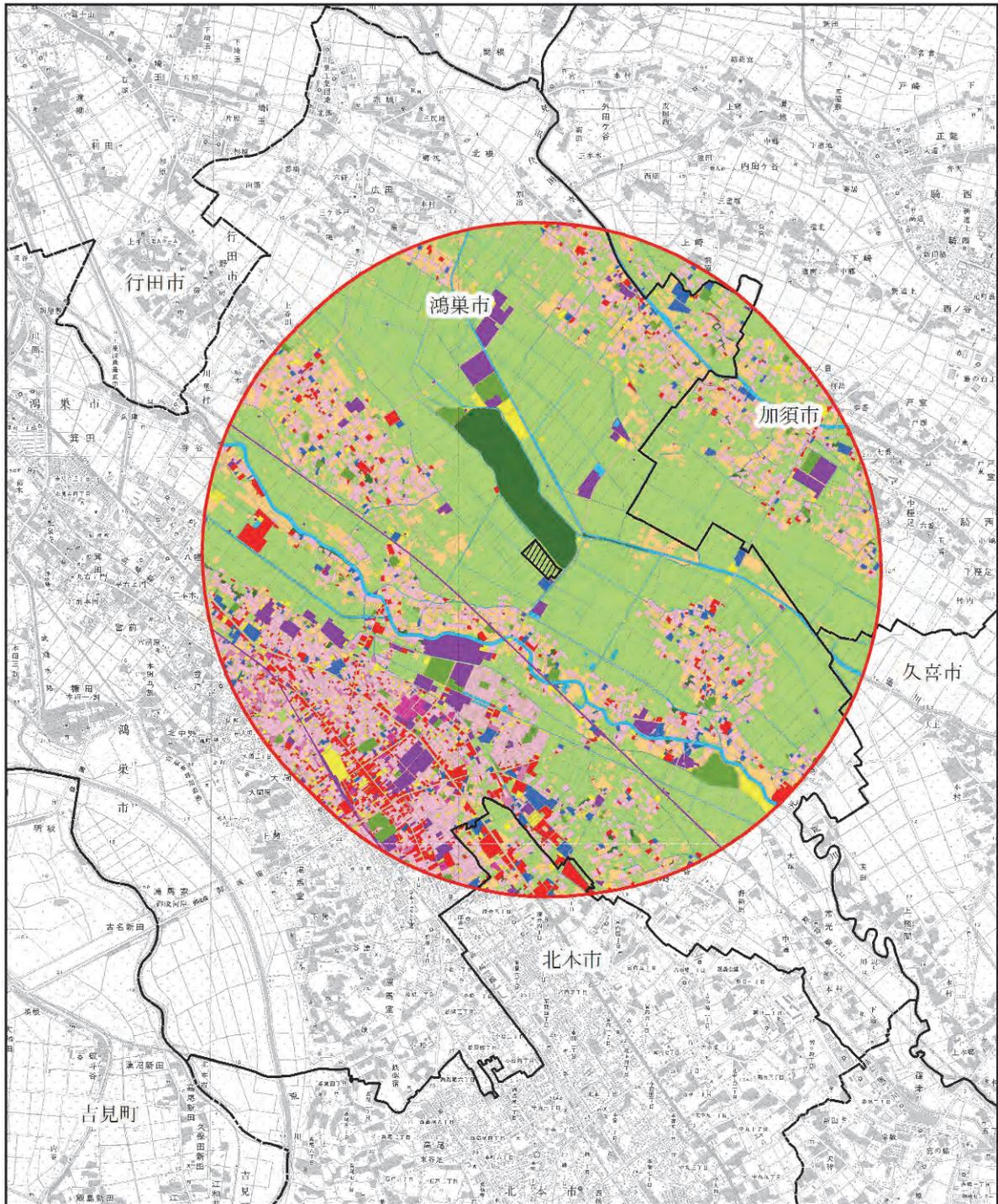
資料)1. 「平成 27 年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県総務部統計課ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/index.html>) をもとに作成



注)1. 「その他」とは、非課税対象の土地利用区分であり、国有林、河川、道路等を示し、平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院 平成 27 年)による行政面積から「その他」を除く各利用区分面積を差し引いて算出したものである。

資料)1. 「平成 27 年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県総務部統計課ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/index.html>) をもとに作成

図 3.2.2-1 土地利用状況(平成 27 年)



凡例

- 調査範囲
- 対象事業実施区域
- 市町界

 山林・荒地等	 工業用地	 道路用地
 田	 一般低層住宅地	 公園・緑地等
 畑・その他の農地	 密集低層住宅地	 公共公益施設
 造成中地	 中高層住宅地	 河川・湖沼等
 空地	 商業・業務用地	 その他

資料)1. 「数値地図 5000(土地利用)」(国土地理院 平成 23 年 11 月)をもとに作成

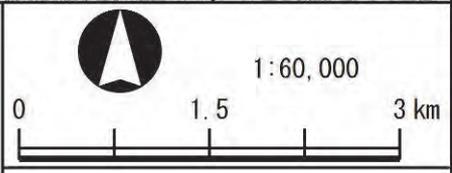
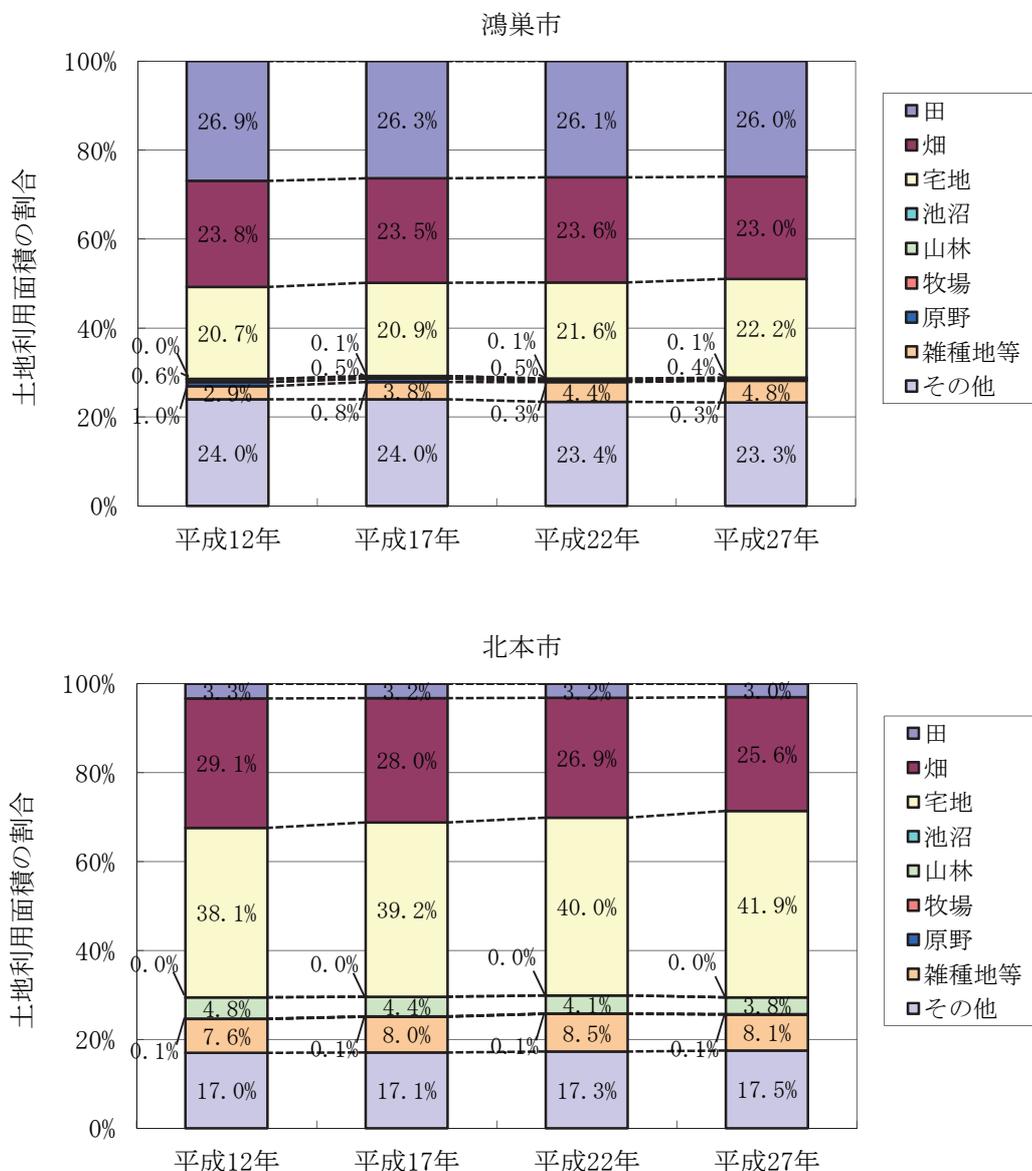


図 3.2.2-2 土地利用の状況

また、関係市における土地利用状況の推移を図 3.2.2-3 に示す。

各市とも土地利用面積の割合は大きく変化していないが、北本市と久喜市において畑が減少し、宅地の割合が増加している。



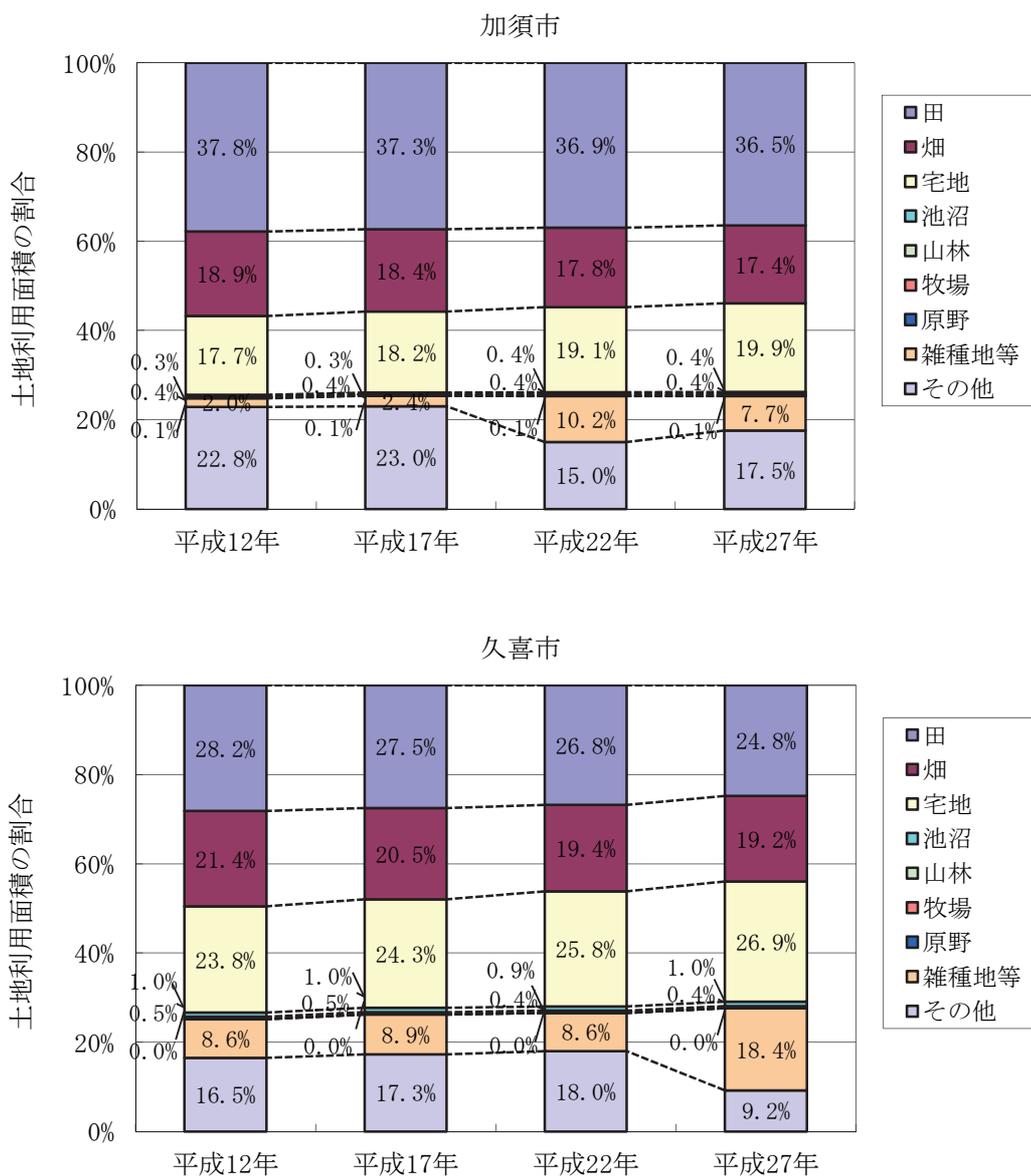
注) 1. 値は小数点第2位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも 100.0%とはならない。また、同様に 0.0% の場合はゼロではない。

2. 鴻巣市の平成2年～平成12年の面積は、合併前の旧1市2町の総数である。

3. 加須市及び久喜市の平成2年～平成17年の面積は、合併前の旧1市3町の総数である。

資料) 1. 「平成27年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県総務部統計課ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/index.html>) をもとに作成

図 3.2.2-3(1) 土地利用状況の推移



注) 1. 値は小数点第2位で四捨五入しているため、各割合の合計は必ずしも100.0%とはならない。また、同様に0.0%の場合にはゼロではない。

2. 鴻巣市の平成2年～平成12年の面積は、合併前の旧1市2町の総数である。

3. 加須市及び久喜市の平成2年～平成17年の面積は、合併前の旧1市3町の総数である。

資料) 1. 「平成27年 埼玉県統計年鑑」(埼玉県総務部統計課ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310/index.html>) をもとに作成

図 3.2.2-3(2) 土地利用状況の推移

(2) 土地利用計画

1) 国土利用計画法

調査範囲における国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定に基づき策定された埼玉県土地利用基本計画図を図3.2.2-4に示す。

鴻巣市、北本市、加須市及び久喜市においては、埼玉県土地利用基本計画により、都市地域、農業地域、森林地域が定められている。

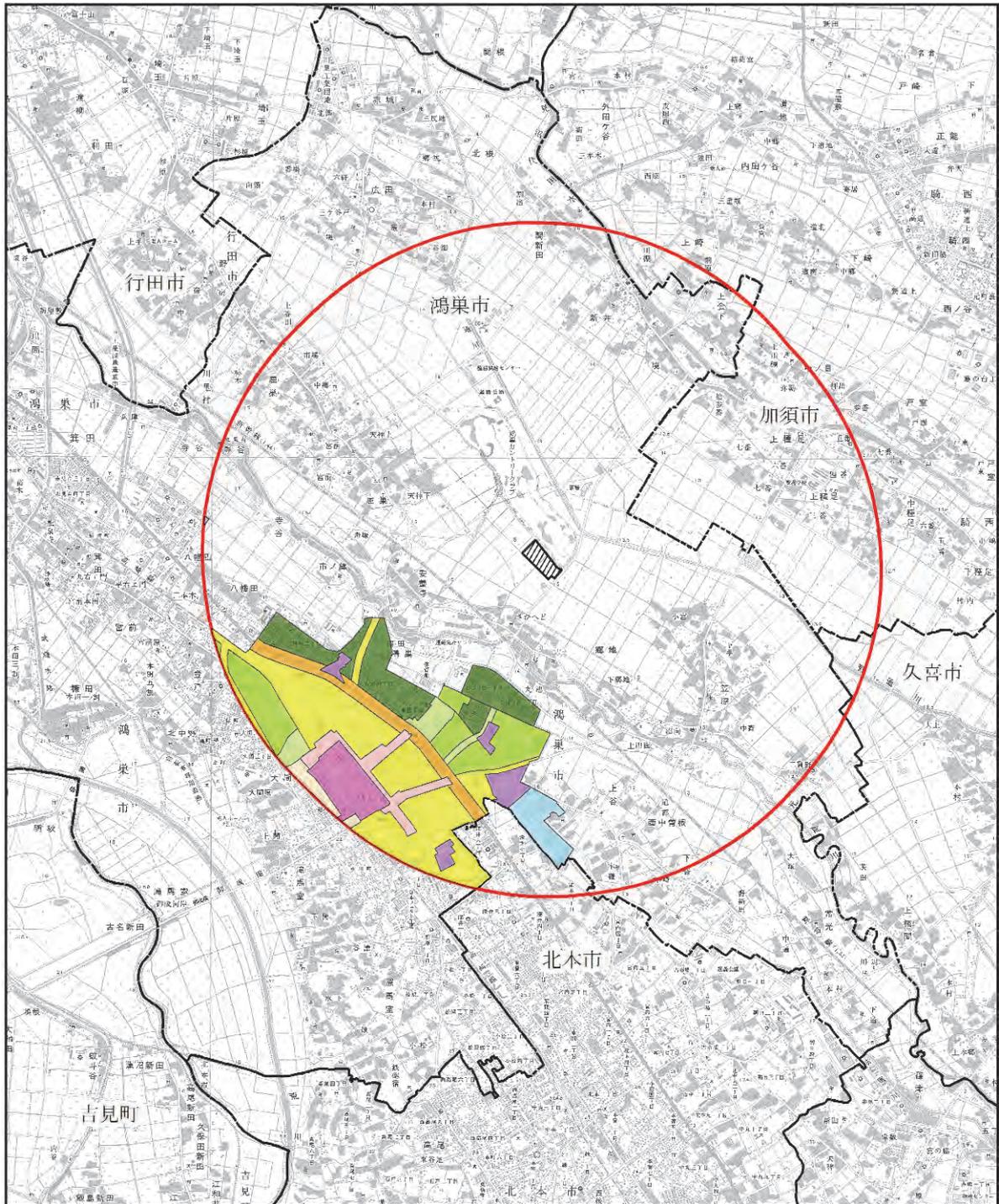
対象事業実施区域は農業地域に指定されている。

2) 都市計画法

調査範囲における都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域の指定状況を図3.2.2-5に示す。

鴻巣市の一部において用途地域が指定されている。

対象事業実施区域は、市街化調整区域である。



- 凡例
- 調査範囲
 - 対象事業実施区域
 - 市町界
- | | | |
|---|--|--|
| 第一種低層住居専用地域 | 第二種住居地域 | 準工業地域 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 準住居地域 | 工業地域 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 商業地域 | |
| 第一種住居地域 | 近隣商業地域 | |

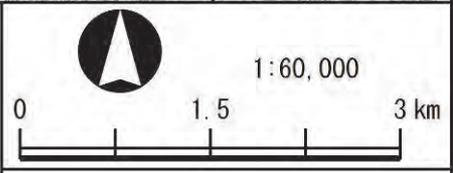


図 3.2.2-5 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

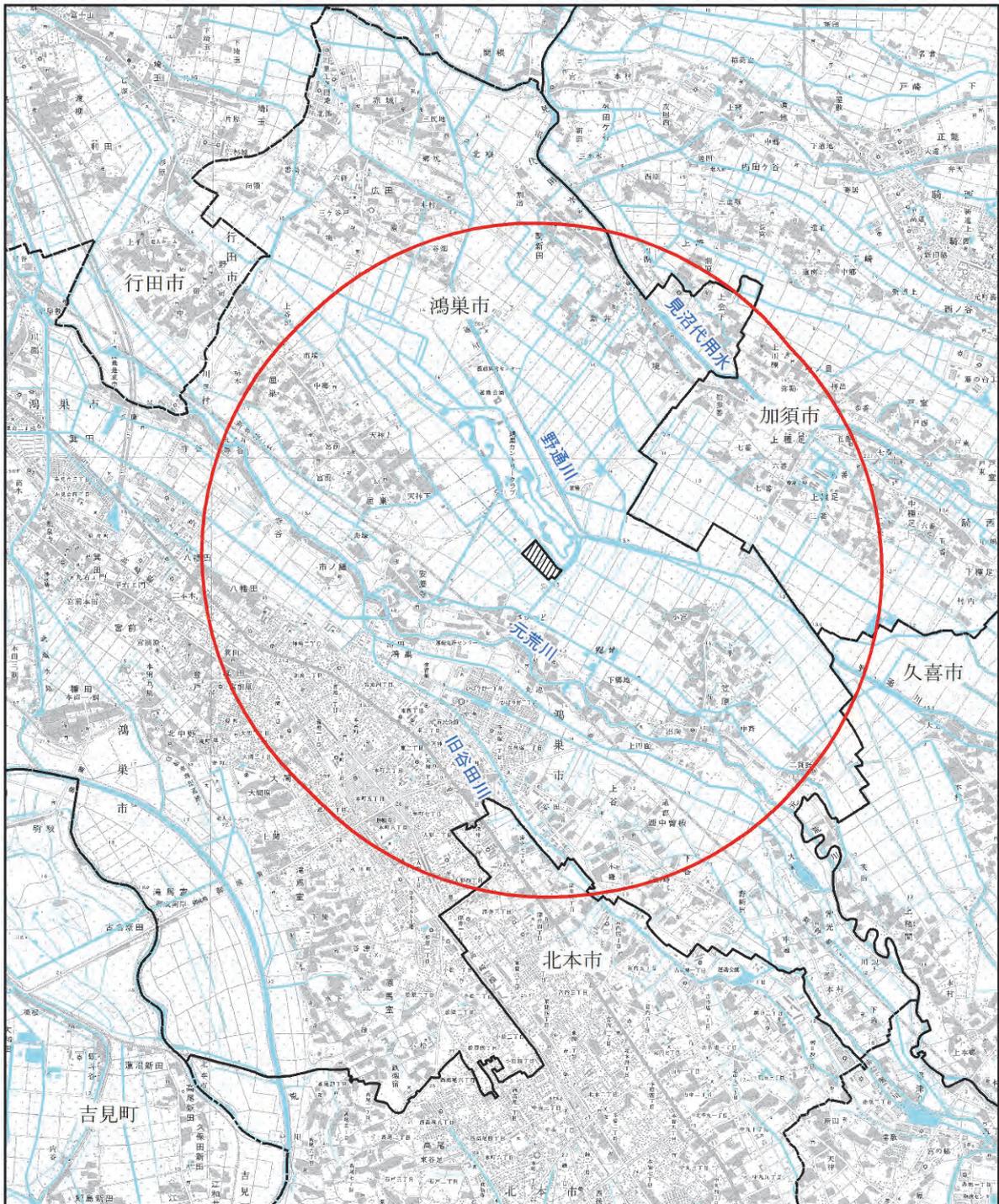
資料)1. 「埼玉県都市計画図」(埼玉県都市整備部 平成 24 年 3 月)をもとに作成

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用の状況

調査範囲における主な水系は、図 3.2.3-1 に示すとおりである。

調査範囲内の一級河川及び準用河川としては、一級河川の元荒川、野通川、準用河川の旧谷田川がある。そのほかの水系として農業用水であり疏水百選に選ばれた見沼代用水路がある。対象事業実施区域の近傍には農業用水路が縦横に設置されている。



- 凡例
- 調査範囲
 - 対象事業実施区域
 - 市町界
 - 河川・水路等

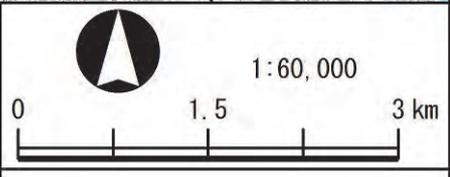


図 3.2.3-1
主要な水系の状況

また、調査範囲では、第五種共同漁業権の免許(埼玉県告示第93号)により、第5種共同漁業権の共第5号が表3.2.3-1及び図3.2.3-2に示すとおり設定されている。

表 3.2.3-1 内水面共同漁業権の内容

免許番号	漁業権者	漁業種類	漁業権魚種	漁業期間	漁場の位置	関係地区
共第5号	埼玉県北部漁業協同組合	第5種共同漁業	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず	平成26年1月1日から平成35年12月31日	行田市・久喜市・鴻巣市・伊奈町・蓮田市・白岡市・さいたま市	鴻巣市、久喜市

資料)1. 「第五種共同漁業権の免許」(埼玉県告示第93号 平成26年1月24日)

2. 埼玉県農林部生産振興課ホームページ(<https://www.pref.saitama.lg.jp/shigoto/suisangyo/gyoko/index.html>)

をもとに作成

(2) 地下水の利用の状況

「水基本調査（地下水調査）（国土交通省土地・水資源局国土調査課 <http://nrb-www.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/basis/underground/F9/exp.html>）」によると、鴻巣市においては、生活用、都市用、工業用、農業用の井戸が、北本市においては、生活用、工業用、農業用の井戸が、加須市においては生活用、都市用、工業用の井戸が、久喜市においては生活用、都市用、工業用の井戸がある。対象事業実施区域においては、資料に掲載されている井戸はない。

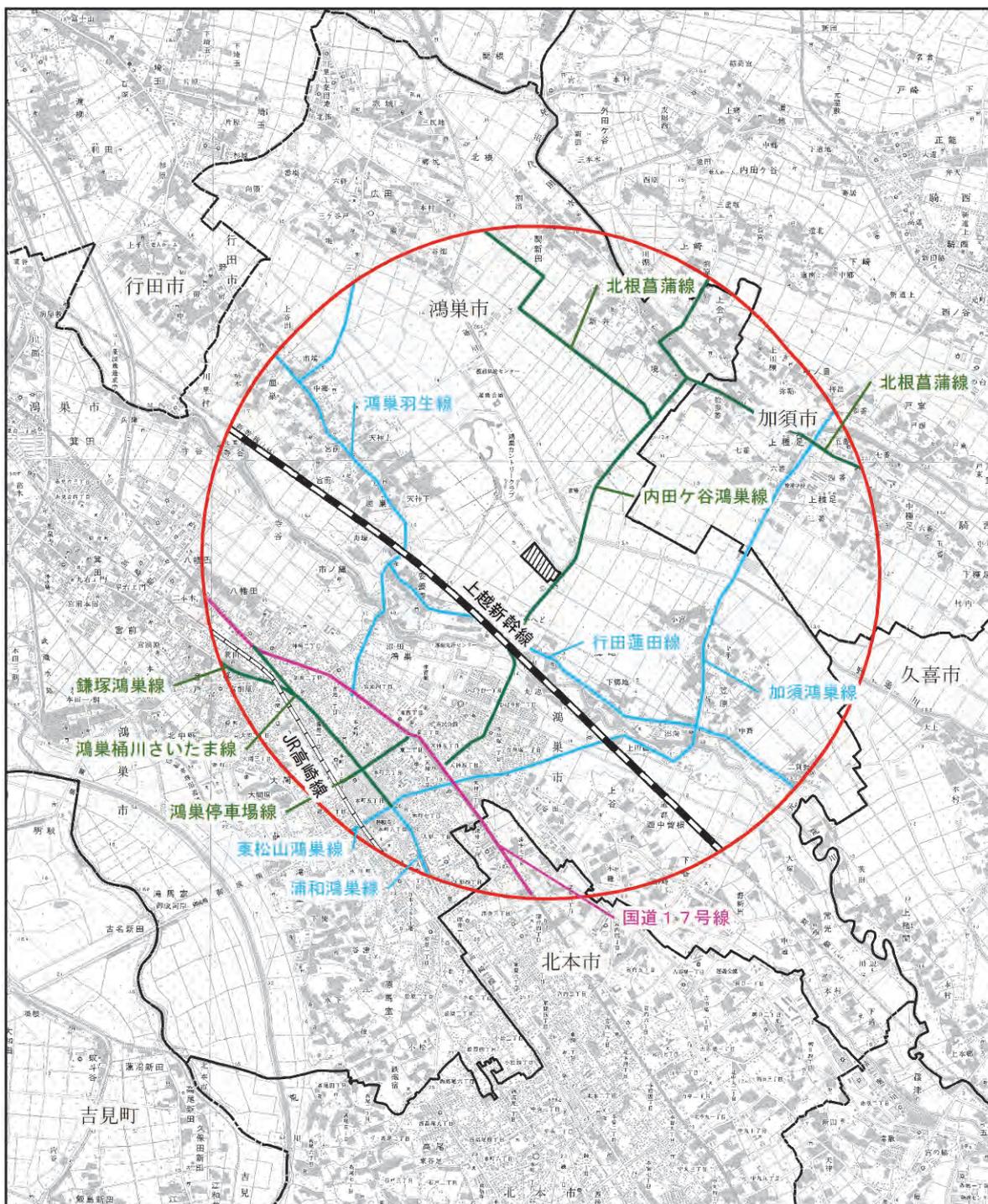
3.2.4 交通の状況

調査範囲における交通の状況は、図 3.2.4-1 に示すとおりであり、主要な道路としては、一般国道 17 号、主要地方道行田蓮田線、主要地方道加須鴻巣線、主要地方道鴻巣羽生線等がある。鉄道路線は JR 高崎線が調査範囲を通過している。

バスについては、鴻巣市では、鴻巣市コミュニティバス、朝日自動車、川越観光自動車等が運行している。加須市では、加須市コミュニティバス及び朝日自動車が運行している。

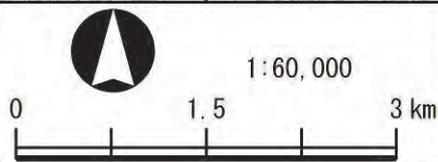
調査範囲における交通量の状況を表 3.2.4-1 に、交通量の調査地点を図 3.2.4-2 に示す。対象事業実施区域の近傍を通る主要地方道加須鴻巣線の鴻巣市笠原 4869 番地先 (No. 3) における平成 22 年度の交通量は、平日 9,233 台/12 時間である。

また、一般国道 17 号の鴻巣市箕田 4040 (No. 1)、主要地方道鴻巣羽生線の鴻巣市屈巢 2734 (No. 2) 及び主要地方道加須鴻巣線の鴻巣市笠原 4869 番地先 (No. 3) における平成 6 年度から平成 22 年度までの交通量の経年変化を図 3.2.4-3 に示す。これによると、一般国道 17 号の鴻巣市箕田 4040 (No. 1) では平成 22 年度は減少傾向に、鴻巣市屈巢 2734 (No. 2) 及び鴻巣市笠原 4869 番地先 (No. 3) では増加傾向にある。



凡例

- 調査範囲
- 市町界
- 対象事業実施区域
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 新幹線
- 在来線



資料)1. 埼玉県交通センサス(埼玉県道路政策課ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1004/kurashi/machi/doro/chosa/index.html>)をもとに作成

図 3.2.4-1 交通の状況

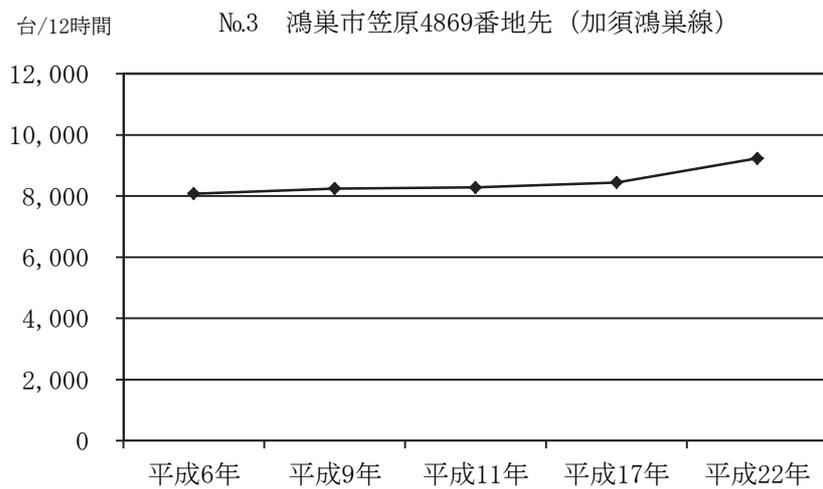
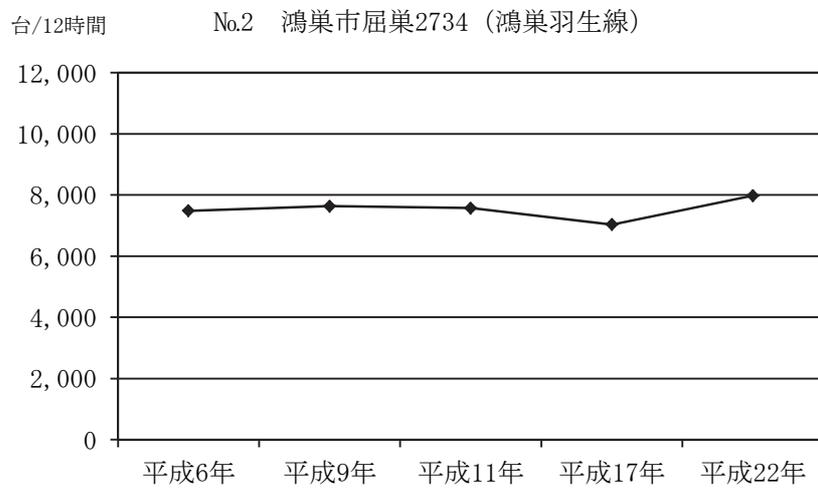
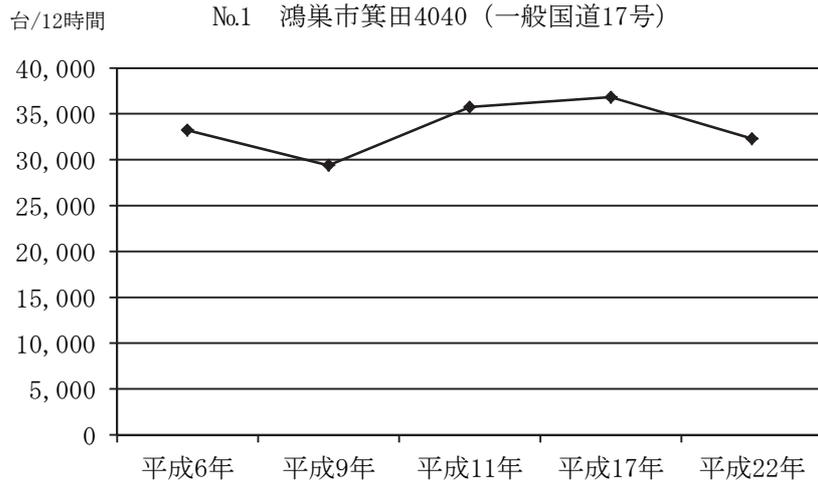
表 3.2.4-1 交通量の状況（平成 22 年度）

単位：台/12 時間

No.	路線名	交通量観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量
1	一般国道 17 号	鴻巣市箕田 4040	32,289
2	鴻巣羽生線	鴻巣市屈巢 2734	7,980
3	加須鴻巣線	鴻巣市笠原 4869 番地先	9,233
4	鴻巣停車場線	鴻巣市本町 4-3-3	6,352
5	鴻巣桶川さいたま線	鴻巣市神明	6,686
6	内田ヶ谷鴻巣線	加須市上崎 346 番地先	4,746
7	北根菖蒲線	鴻巣市広田 4184-1	4,536
8	北根菖蒲線	鴻巣市境 7 番地先	4,350
9	鎌塚鴻巣線	鴻巣市宮前 451-2	5,593

注)1. 表中の No. は、図 3.2.4-2 の番号と対応する。

資料)1. 埼玉県交通センサス(埼玉県道路政策課ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1004/kurashi/machi/doro/chosa/index.html>)をもとに作成



- 資料) 1. 平成6年度道路交通センサス 一般交通量調査(建設省道路局 平成7年3月)
 2. 平成9年度道路交通センサス 一般交通量調査(建設省道路局 平成10年3月)
 3. 平成11年度道路交通センサス 一般交通量調査(国土交通省道路局 平成13年3月)
 4. 平成17年度道路交通センサス 一般交通量調査(国土交通省道路局 平成18年6月)
 5. 平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査(国土交通省道路局 平成23年9月)
 をもとに作成

図 3.2.4-3 交通量の経年変化

3.2.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

調査範囲における環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況を表 3.2.5-1 及び図 3.2.5-1 に示す。このうち、対象事業実施区域から約 300m の距離に、特別養護老人ホームがある。また、調査範囲における住宅等の配置概況を図 3.2.5-2 に示す。

表 3.2.5-1(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(保育所、学校等)

No.	施設の区分	市	施設の名称
1	保育園	鴻巣市	鴻巣保育所
2			生出塚保育所
3			川里ひまわり保育園
4			私立ひかりっこ保育園
5			私立まごやま保育園
6			私立寺谷保育園
7	幼稚園	鴻巣市	鴻巣ひかり幼稚園
8			鴻巣幼稚園
9			英和幼稚園
10			エンゼル幼稚園
11	小学校	鴻巣市	鴻巣南小学校
12			鴻巣東小学校
13			鴻巣中央小学校
14			鴻巣北小学校
15			笠原小学校
16			屈巣小学校
17			共和小学校
18	中学校	鴻巣市	鴻巣中学校
19			鴻巣北中学校
20			川里中学校
21	高等学校	鴻巣市	埼玉県立鴻巣女子高等学校
22	特別支援学校	加須市	県立騎西特別支援学校
23	図書館	鴻巣市	鴻巣中央図書館
24			川里図書館

注) 1. 表中のNo.は図 3.2.5-1(1)の番号と一致する。

資料) 1. 鴻巣市内保育所(園)幼稚園一覧(鴻巣市福祉子ども部保育課ホームページ <http://www.city.kounosu.saitama.jp/kosodate/shien/3/3/1455525777301.html>)

2. 市内の小・中学校(鴻巣市学校教育部学務課ホームページ http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/gakko_kyoiku/2/gyomu/1/1449744261030.html)

3. 高校・図書館(鴻巣市ホームページ <http://www.city.kounosu.saitama.jp/shisetsu/map.html>)

4. 埼玉県の特別支援教育(埼玉県教育局ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/h27saitaman-o-tokubetusienkyouiku.html>)

をもとに作成

表 3.2.5-1(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(病院及び診療所)

No.	施設の区分	市	施設の名称
1	病院	鴻巣市	こうのす共生病院
2			埼玉脳神経外科病院
3			埼玉県済生会鴻巣病院
4	診療所		斉藤外科胃腸科医院
5			鴻巣外科胃腸科
6			医療法人社団はやしだ産婦人科医院
7	病院	北本市	医療法人社団博翔会桃泉園北本病院

注)1. 表中のNo.は図 3.2.5-1(2)の番号と一致する。

資料)1. 埼玉県医療機能情報提供システム(<http://www.iryu-kensaku.jp/saitama/>)をもとに作成

表 3.2.5-1(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(社会福祉施設)

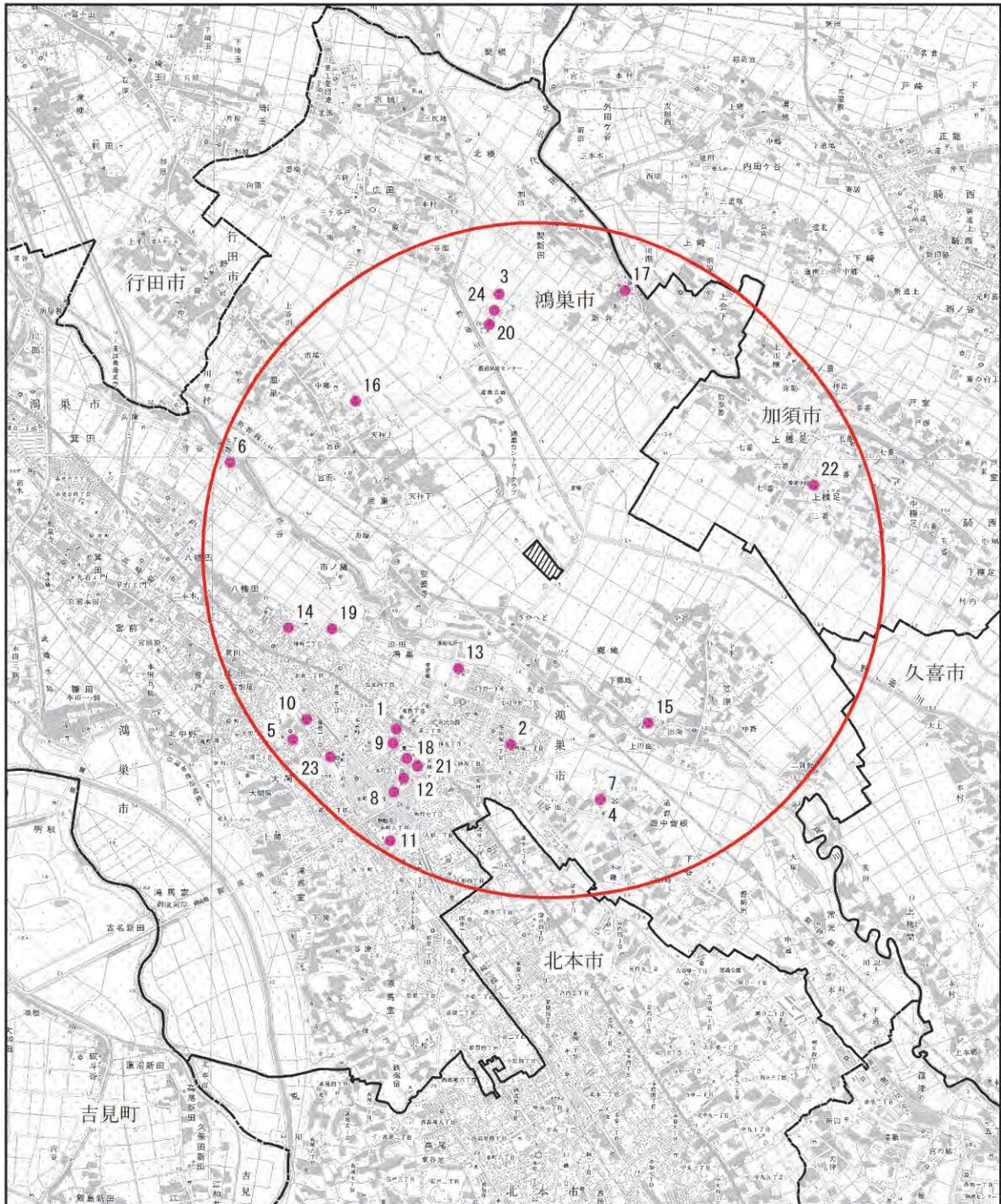
No.	施設の区分	市	施設の名称	
1	特別養護老人ホーム	鴻巣市	翔裕園	
2			このすたんぼ翔裕園	
3			川里苑デメテル・ヴィラ	
4	老人福祉センター		鴻巣市高齢者福祉センターひまわり荘	
5	介護老人保健施設		このとり	
6			鴻巣フラワーパレス	
7	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		グループホーム パンジー	
8			ソレアード鴻巣	
9			このすケアセンターそよ風	
10			くすの木	
11	障害者福祉サービス事業所		鴻巣市川里ポプラ館	
12			夢の実ハウス	
13			鴻巣市あしたば第一作業所	
14			鴻巣職業訓練センター	
15			コスモス共同作業所	
16			指定共同生活援助事業所 (グループホーム)	グループホームほのぼの
17				グループホームあおぞら
18				イリス
19	地域活動支援センター		地域活動支援センター夢の実	
20	児童厚生施設		鴻巣市立鴻巣児童センター	
21			鴻巣市立笠原児童センター	
22	特別養護老人ホーム	北本市	さくら苑	
23	障害者支援施設	加須市	埼玉中央学園	
24	障害者福祉サービス事業所		埼玉中央学園	
25	地域活動支援センター		コミュニティサポートアン・フルール	
26	障害児入所施設		埼玉中央学園	

注)1. 表中のNo.は図 3.2.5-1(3)の番号と一致する。

資料)1. 社会福祉施設等一覧(平成27年5月1日現在)(埼玉県福祉部社会福祉課ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/sisetumeibo.html>)

2. 鴻巣市長寿いきがい課ホームページ(<http://www.city.konosu.saitama.jp/fukushi/korei/1/1/145525762036.html>)

をもとに作成



凡例

-  調査範囲
-  保育所、学校等
-  対象事業実施区域
-  市町界

注) 1. 図中の番号は、表 3.2.5-1(1)のNoと対応する。

資料) 1. 鴻巣市内保育所(園)幼稚園一覧(鴻巣市福祉こども部保育課HP <http://www.city.konosu.saitama.jp/kosodate/shien/3/3/1455525777301.html>)

2. 市内の小・中学校(鴻巣市学校教育課HP http://www.city.konosu.saitama.jp/soshiki/gakko_kyoiku/2/gyomu/1/1449744261030.html)

3. 高校・図書館(鴻巣市HP <http://www.city.konosu.saitama.jp/shisetu/map.html>)

4. 埼玉県の特別支援教育(埼玉県教育局HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/h27saitamano-tokubetusienkyoiku.html>)

をもとに作成

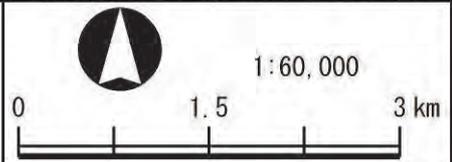
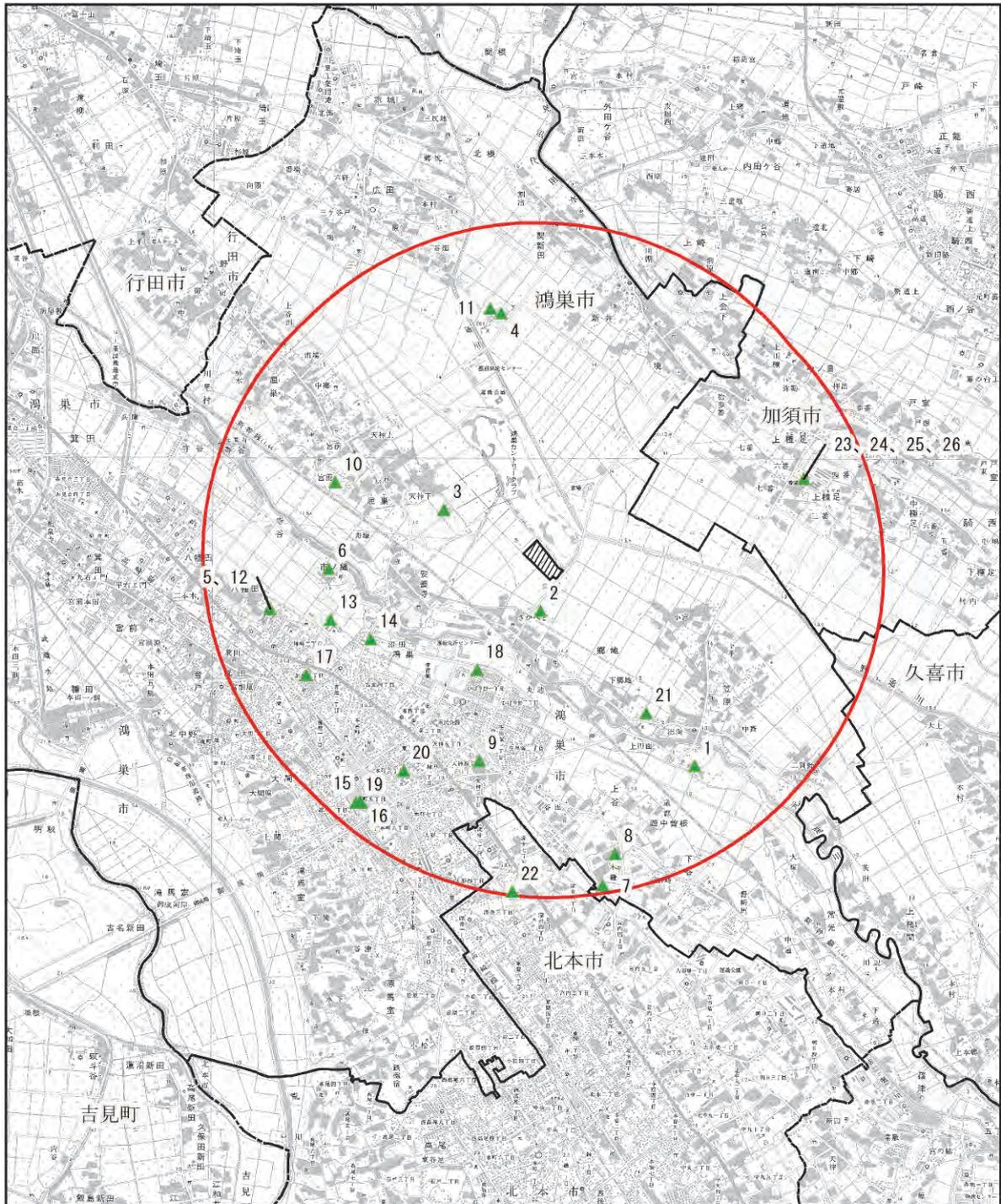


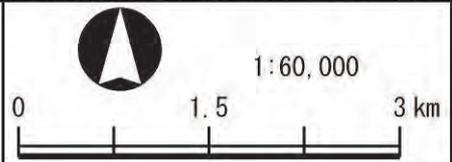
図 3.2.5-1(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(保育所、学校等)の配置状況



凡例

-  調査範囲
-  対象事業実施区域
-  市町界

 社会福祉施設

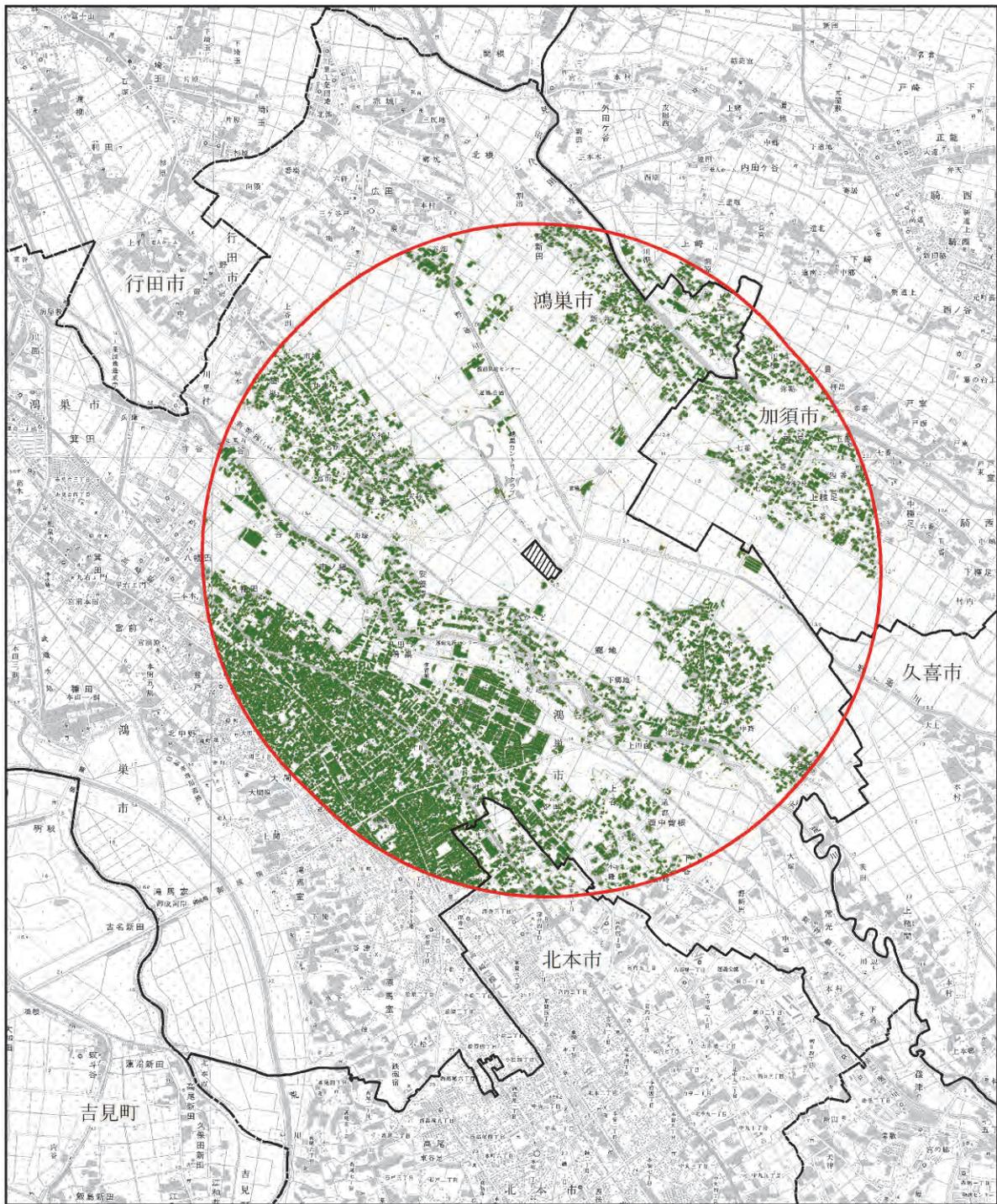


注)1. 図中の番号は、表 3.2.5-1(3)のNoと対応する。

資料)1. 社会福祉施設等一覧(平成27年5月1日現在)(埼玉県福祉部社会福祉課ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/sisetumeibo.html>)

2. 鴻巣市長寿生きがい課ホームページ(<http://www.city.kounosu.saitama.jp/fukushi/korei/1/1/1455525762036.html>)をもとに作成

図 3.2.5-1(3) 環境保全についての配慮が特に必要な施設(社会福祉施設)の配置状況



- 凡例
- 調査範囲
 - 対象事業実施区域
 - 市町界

■ 住宅等

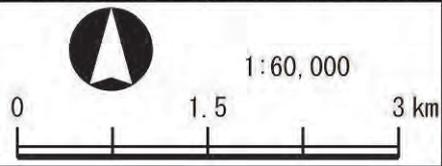


図 3.2.5-2
住宅等の配置状況

資料)1. 国土地理院基盤地図情報サイト(<http://www.gsi.go.jp/kiban/>)を
もとに作成

3.2.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

(1) 下水道

関係市における下水道の整備の状況を表 3.2.6-1 に示す。

下水道普及率は、鴻巣市が 76%、北本市が 72%、加須市は 46%、久喜市は 66%となっている。

表 3.2.6-1 下水道の整備状況

市名	行政面積 (ha)	行政人口 (人)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
鴻巣市	6,749	120,036	1,404.7	90,993	75.8
北本市	1,984	69,146	588.2	49,956	72.2
加須市	13,347	116,142	940.9	53,699	46.2
久喜市	8,240	169,717	1,843.8	111,792	65.9

資料)1. 埼玉県下水道局荒川左岸北部下水道事務所ホームページ(平成 24 年度末) (<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/index.html>)をもとに作成

(2) し尿処理

関係市におけるし尿処理の状況を表 3.2.6-2 に示す。し尿処理施設としては、北本地区衛生組合クリーンセンターあさひ(処理能力 136kL/日)、久喜宮代衛生組合し尿処理施設(70kL/日)、八甫清掃センターし尿処理施設(53 kL/日)、加須クリーンセンター(75kL/日)、大利根クリーンセンターし尿処理施設(40kL/日)が設置されている。

表 3.2.6-2 し尿処理の状況

市名	総人口 (人)	公共下水道人口 (人)	コミュニティプラント人口 (人)	浄化槽人口 (人)	自家処理人口 (人)
鴻巣市	119,415	85,192	0	32,271	0
北本市	68,712	52,856	0	15,629	0
加須市	115,094	47,290	0	55,540	0
久喜市	154,877	100,670	0	51,109	0

資料)1. 「一般廃棄物処理事業の概況(平成 26 年度実績)」(埼玉県環境部資源循環推進課 平成 28 年 5 月)をもとに作成

(3) ごみ処理

関係市におけるごみ処理の状況を表 3.2.6-3 に示す。ごみ処理施設としては、加須市に加須クリーンセンターごみ焼却施設、大利根クリーンセンターごみ焼却施設、久喜市に久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター焼却施設、八甫清掃センターごみ焼却施設がある。対象事業実施区域の位置する鴻巣市のごみは、行田市にある小針クリーンセンター及び吉見町にある埼玉中部環境センターで処理を行っている。

表 3.2.6-3 ごみ処理の状況

状況	項目	鴻巣市	北本市	加須市	久喜市
排出状況	事業系ごみ(t)	6,538	3,395	6,129	8,796
	生活系ごみ(t)	28,259	16,530	32,832	37,468
	集団回収量(t)	1,095	0	1,230	1,800
	総排出量(t)	35,892	19,925	40,191	48,064
処理状況	直接焼却量(t)	25,294	14,366	25,900	33,585
	焼却以外の中間処理量(t)	4,210	2,096	9,376	3,413
	直接最終処分量(t)	0	0	0	47
	直接資源化量(t)	4,342	3,420	3,685	9,183
	総処理量(t)	33,846	19,882	38,961	46,228
再生利用 状況	再生利用量(t)	10,099	5,087	15,627	15,516
	再生利用率(%)	28.9	25.6	38.9	32.3

資料)1. 「一般廃棄物処理事業の概況(平成26年度実績)」(埼玉県環境部資源循環推進課 平成28年5月)をもとに作成

3.2.7 法令による指定及び規制等

(1) 大気汚染

1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第25号)は、表3.2.7-1に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は表3.2.7-2に示すとおりである。

表 3.2.7-1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	<長期的評価> 二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの(以下「1 日平均値の年間 98%値」と呼ぶ)が、0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。また、年間における二酸化窒素の測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質 ^{注1} (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日(24 時間)のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間にわたる 1 日平均値について、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外して評価を行うものとする。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取り扱いを行わないこととしてその評価を行うものとする。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日(24 時間)のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
光化学オキシダント ^{注2} (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値の評価にあたっては、1 時間値の欠測が 1 日(24 時間)のうち 4 時間を超える場合には、評価対象としないものとする。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質 ^{注3} (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	<長期的評価> 長期基準(1 年平均値)に関する評価は、測定結果の 1 年平均値を長期基準と比較する。短期基準(1 日平均値)に関する評価は、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。

注)1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料)1. 「平成 27 年版 埼玉県環境白書」(埼玉県環境部 平成 27 年 12 月)

2. 「環境基準・規制対策の実務」(環境法令研究会)をもとに作成

表 3.2.7-2 大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

資料)1. 「平成 27 年版 埼玉県環境白書」(埼玉県環境部 平成 27 年 12 月)をもとに作成

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

① 硫黄酸化物に係る規制基準

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)に基づく、ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、表 3.2.7-3 に示すとおりである。関係市では、表 3.2.7-3 に示すとおりであり、北本市が 26 号地域であり、鴻巣市、加須市、久喜市は 100 号地域に該当し、対象事業実施区域は K 値 17.5 が適用される。なお、埼玉県生活環境保全条例では、大気汚染防止法では扱わない規制対象規模の小さなばい煙発生施設も対象としている。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では 27 号地域のみが指定地域となっているため、対象事業実施区域には適用されない。

表 3.2.7-3 硫黄酸化物に係る K 値

大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例 (新設既設の区別なし)
地域区分	一般排出基準	特別排出基準 (S49.4.1以降設置)	
26号地域	9.0	—	14.5
100号地域	17.5	—	17.5

資料)1. 「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成 28 年 埼玉県)をもとに作成

② ばい煙の排出基準

「大気汚染防止法」に基づく、ばいじんの排出基準は表 3.2.7-5 に示すとおりである。ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準と「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準があり、表 3.2.7-6 に示すとおりである。指導基準は、表 3.2.7-4 に示す施設に限り適用され、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常用施設は除く。

なお、有害物質のうち、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が表 3.2.7-7 及び表 3.2.7-8 に示すとおり定められている。

表 3.2.7-4 指導基準が適用される施設

ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関	全ての施設(排ガス量を問いません。)
上記以外のばい煙発生施設	最大排ガス量 5,000m ³ /N 時以上の施設

表 3.2.7-5 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模 (焼却能力)	標準酸素濃度 (O _n %)	一般排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	新設 H10.7.2以降に設置	4000kg/h以上	12	0.04
		2000～ 4000kg/h		0.08
		2000kg/h未満		0.15
	既設 H10.7.1以前に設置	4000kg/h以上		0.08
		2000～ 4000kg/h		0.15
		2000kg/h未満		0.25

資料)1. 「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成28年 埼玉県)をもとに作成

表 3.2.7-6 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準及び
「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模(最大排ガス量) (万m ³ N/h)	標準酸素濃度 (O _n %)	指導基準 (ppm)	排出基準 (ppm)
廃棄物焼却炉	連続炉	4以上	12	180	250
		4未満		180	250
	前項以外	4以上		180	250
		4未満		180	-

注)1. 昭和59年10月1日以降に設置した施設に対する基準を示す。

資料)1. 「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成28年 埼玉県)

表 3.2.7-7 「大気汚染防止法」に基づく有害物質(塩化水素)の排出基準及び上乘せ基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		塩化水素(mg/m ³ N)	
		排水基準	上乘せ基準
廃棄物焼却炉	焼却能力 200kg/h以上 500kg/h未満	700	500
	焼却能力 500kg/h以上	700	200

注)1. 廃棄物焼却施設は標準酸素濃度(O_n=12%)による補正を行う。

資料)1. 「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成28年 埼玉県)

表 3.2.7-8 「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばいじん及び有害物質(塩化水素)の排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類			排出基準(mg/m ³ N)		備考
			ばいじん(g/m ³ N)	塩化水素(mg/m ³ N)	
廃棄物焼却炉 (焼却能力30kg/h 以上に限る。)	金属回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する施設を含む。	(新設) H11.4.1 以降に設置	0.15	500	大気汚染防止法対象施設を除く。
		(既設) H11.4.1 以前に設置	0.25		

注)1. 廃棄物焼却施設は標準酸素濃度(O_n=12%)による補正を行う。

資料)1. 「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(平成28年 埼玉県)

③ ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく廃棄物焼却施設に係る排出基準は、表 3.2.7-9 に示すとおり定められている。

表 3.2.7-9 「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくダイオキシン類の排出基準

特定施設の種類の種類	規模要件		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
			新設	既設
廃棄物焼却施設	焼却能力が、1 時間当たり 50kg 以上または火床面積 0.5m ² 以上	焼却能力 4t/h 以上	0.1	1
		焼却能力 2t/h 以上～4t/h 未満	1	5
		焼却能力 2t/h 未満	5	10

注)1. 火格子面積 2m² 以上又は焼却能力 200kg/h 以上で平成 9 年 12 月 1 日までに設置されたもの(設置工事をしているものを含む)が既設となる。

2. 複数の焼却炉を設置している場合は、火床面積又は焼却能力を合計して規模要件の可否を判断する。

資料)1. 「ダイオキシン類の規制について」(平成 27 年 埼玉県)をもとに作成

④ 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)」(平成 4 年法律第 70 号)に基づき、対象地域における窒素酸化物及び粒子状物質の排出規制を行っており、排出基準は表 3.2.7-10 に示すとおりであり、関係市は対策地域となっている。

表 3.2.7-10 窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

ディーゼル乗用車		NOx :0.48g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
バス・トラック等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG 車)		
車 量 総 重 量 区 分	1.7t 以下	NOx :0.48g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
	1.7t 超 2.5t 以下	NOx :0.63g/km (平成 6 年規制ガソリン車並) PM :0.06g/km
	2.5t 超 3.5t 以下	NOx :5.9g/kWh (平成 7 年規制ガソリン車並) PM :0.175g/kWh
	3.5t 超	NOx :5.9g/kWh (平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並) PM :0.49g/kWh (平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並)

資料)1. 「自動車 NOx・PM 法の車種規制について」(平成 17 年 環境省・国土交通省)をもとに作成

(2) 水質

1) 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)は、河川については表3.2.7-11～表3.2.7-13に示すとおり、地下水については表3.2.7-14に示すとおり定められている(平成9年環境庁告示第10号)。なお、調査範囲内の河川では類型指定は元荒川がC類型となっている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質及び河川の底質に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は表3.2.7-15に示すとおりである。

表 3.2.7-11 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料)1. 「水質汚濁に係る環境基準について」(環境省)をもとに作成

表 3.2.7-12 生活環境の保全に関する環境基準(河川その1)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	5mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考)1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)

注)1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料)1. 「水質汚濁に係る環境基準について」(環境省)をもとに作成

表 3.2.7-13 生活環境の保全に関する環境基準(河川その2)

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考)1. 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

資料)1. 「水質汚濁に係る環境基準について」(環境省)をもとに作成

表 3.2.7-14 地下水の環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、平成9年3月環境庁告示第10号別表の「測定方法」の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度はシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。</p> <p>5 トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日環境省告示127号により0.01 mg/L 以下に改正された。</p>

資料)1. 「平成27年版 埼玉県環境白書」(埼玉県環境部 平成27年12月)をもとに作成

表 3.2.7-15 ダイオキシン類に関する環境基準

項目	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質	年間平均値が 1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

資料)1. 「平成27年版 埼玉県環境白書」(埼玉県環境部 平成27年12月)をもとに作成

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 水質汚濁防止法に基づく排水基準、及び指定水域又は指定地域

一般廃棄物処理施設は「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)で定める特定施設として水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げられており、「水質汚濁防止法」に基づく水質汚濁に係る排水基準は、表3.2.7-17に示すとおりである。

「水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、排水基準を定める条例(以下、上乘せ条例という。)」及び「埼玉県生活環境保全条例」では特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じ、表3.2.7-18に示す上乘せ基準が埼玉県県内全域の公共用水域について適用されている。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき汚水等を排出する土木建設作業で、杭工事、地盤改良工事、根切り工事、シールド工事及びアンカー工事を指定土木建設作業と定め、表3.2.7-19に示す指定土木工事に係る排水基準を定めている。

さらに、総量規制に係る閉鎖性水域として東京湾が指定されており、関係4市は規制対象地域に該当する。そのため、排水量50m³/日以上以上の工場または事業場が対象となる。総量規制基準は、濃度と排出量の掛け算により算定される。ごみ処理業の化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量のC値は表3.2.7-16に示すとおり定められている。

表 3.2.7-16 ごみ処理業の総量規制基準

項目		基準値(mg/L)
化学的酸素要求量	C _{CO}	30
	C _{ci}	30
	C _{Ci}	30
窒素含有量	C _{NO}	25
	C _{Ni}	10
リン含有量	C _{PO}	2.5
	C _{Pi}	1

資料)1. 「工場・事業排水の総量規制」(埼玉県 平成24年6月現在)をもとに作成

表 3.2.7-17(1) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(生活項目)

項目	単位	許容限度	
水素イオン濃度(水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均 120)	
化学的酸素要求量	mg/L	160(日間平均 120)	
浮遊物質	mg/L	200(日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鈹油類含有量	mg/L	5
	動植物油脂類含有量	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5	
銅含有量	mg/L	3	
亜鉛含有量	mg/L	2	
溶解性鉄含有量	mg/L	10	
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	
クロム含有量	mg/L	2	
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000	
窒素含有量	mg/L	120(日間平均 60)	
燐含有量	mg/L	16(日間平均 8)	
備考			
<ol style="list-style-type: none"> 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 この表に掲げる排水基準は、1日当りの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鈹業(硫黄と共存する硫化鉄鈹を採掘する鈹業を含む。)に属する場又は事業場に係る排水については適用しない。 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。 			

資料)1. 「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号)をもとに作成

表 3.2.7-17(2) 「水質汚濁防止法」に基づく排水基準(健康項目)

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン 1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1Lにつき 1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg
備考	<p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>

資料)1. 「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)をもとに作成

表 3.2.7-18 「上乗せ条例」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準

特定施設		上乗せ項目	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)		フェノール類含有量
1の2	豚房(総面積 50 m ² 以上)		80 (日間平均 60)		150 (日間平均 120)		5
	牛房(総面積 200 m ² 以上)						
	馬房(総面積 500 m ² 以上)						
69	と畜業・死亡獣畜取扱業						
2001	指定地域特定施設し尿浄化槽 (処理対象人員が201~500人で 指定地域内に設置されるもの)		既存	新規	既存	新規	
	72	し尿処理施設 処理対象人員 500人以下のし 尿浄化槽を除く	60	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 70)	60 (日間平均 50)	
し尿浄化槽 その他		30			70 (日間平均 60)		
73	下水道終末処理施設		25 (日間平均 20)		60 (日間平均 50)		
上記以外の特定施設 指定排水施設							1

- 注) 1. 上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準が適用される。
 2. 水濁法施行令別表第 1 74 号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用する。
 3. 水濁法施行令別表第 1 1 の 2 号の豚房、牛房及び馬房施設については日平均排水量が 30m³(市街化区域にあつては 10m³) 以上の場合又は日平均汚濁負荷量(BOD)が 60kg(市街化区域にあつては、20kg) 以上の場合に適用される。
 4. 既存・新規の施設…平成 4 年 4 月 1 日前に設置された施設(設置の工事を含む)を既存、同日以後に設置された施設を新規とする。

資料) 1. 「工場・事業場等排水の水質規制」(平成 27 年 埼玉県)をもとに作成

表 3.2.7-19 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定土木作業に係る排水基準(生活項目)

項目	単位	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	—	5.8 以上 8.6 以下
浮遊物質量	mg/L	180(日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5
鉱油類含有量	mg/L	

資料) 1. 「工場・事業場等排水の水質規制」(平成 27 年 埼玉県)をもとに作成

(3) 騒音

1) 環境基本法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)は表3.2.7-20に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めのない地域(前掲図3.2.2-5参照)であり、B地域となっている。なお、対象事業実施区域周辺には、幹線交通を担う道路として県道内田ヶ谷鴻巣線があり、幹線交通を担う道路に近接する空間が適用される。

表 3.2.7-20 環境基本法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音に係る環境基準

地域の類型/地域の区分		時間の区分		
		昼間 (午前6時 ～午後10時)	夜間 (午後10時 ～翌午前6時)	
一般地域	A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60dB以下	50dB以下
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB以下	55dB以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例)			70dB以下	65dB以下

備考) 個別の住居棟において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

注) 1. 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

資料) 1. 「騒音に係る環境基準について」(環境省)
2. 「騒音に係る環境基準」(埼玉県環境部水環境課)
をもとに作成

2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場・指定騒音施設等の規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第96号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は表3.2.7-21に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない地域(前掲図3.2.2-5参照)であり、第2種区域となっている。

表 3.2.7-21 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分		時間の区分		
		朝 (午前6時～午前8時) (午後7時～午後10時)	昼 (午前8時～午後7時)	夜 (午後10時～翌午前6時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	50dB	55dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	50dB
第4種区域	工業地域 工業専用地域(一部地域)	65dB	70dB	60dB

備考)学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする。(騒音の第1種区域は除く。)

資料)1.「工場・事業場等の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部水環境課)をもとに作成

b) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は表 3.2.7-22 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定の無い地域(前掲図 3.2.2-5 参照)であり、第1号区域となっている。

表 3.2.7-22 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

区域の区分		基準種別	敷地境界における基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域		85dB	午後7時から 午前7時	10時間/日	連続6日	日曜日・休日
第2号区域	工業地域 工業専用地域(騒音のみ指定)			午後10時から 午前6時	14時間/日		

備考) 1. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

2. 騒音規制法対象となる特定建設作業は以下のとおりである。

1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5. コンクリートプラント(混練容量0.45m³以上)又はアスファルトプラント(混練重量200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)
6. バックホウ(定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業
7. トラクターショベル(定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業
8. ブルドーザー(定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業

資料) 1. 「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」(埼玉県環境部水環境課)をもとに作成

c) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく自動車騒音の要請限度は表 3.2.7-23 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域(前掲図 3.2.2-5 参照)であり b 区域となっている。

表 3.2.7-23 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 6 時から 翌午前 6 時まで)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB (75dB)	55dB (70dB)
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB (75dB)	65dB (70dB)
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB (75dB)	70dB (70dB)

注) 1. ()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2. a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料) 1. 「平成 27 年版 埼玉県環境白書」(埼玉県環境部 平成 27 年 12 月)をもとに作成

(4) 振動

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

a) 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場・指定振動施設等の規制基準

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等の規制基準は表3.2.7-24に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域(前掲図3.2.2-5参照)であり、第1種区域となっている。

表 3.2.7-24 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌午前8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	60dB	55dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

備考)1. 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値である。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

3. 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dB減じた値とする。

資料)1. 「工場・事業場等の騒音・振動規制について」(埼玉県環境部水環境課)をもとに作成

b) 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は表 3.2.7-25 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域(前掲図 3.2.2-5 参照)であり、第1号区域となっている。

表 3.2.7-25 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

区域の区分		基準種別	敷地境界における基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域) 上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域		75dB	午後7時から 午前7時	10時間/日	連続6日	日曜日・休日
	第2号区域			工業地域 工業専用地域(一部地域)	午後10時から 午前6時		

備考) 1. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

2. 騒音規制法対象となる特定建設作業は以下のとおりである。

1. くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4. ブレーカー(手持式を除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

資料) 1. 「特定建設作業騒音・振動規制地域及び規制基準について」(埼玉県環境部水環境課)をもとに作成

c) 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく道路交通振動の要請限度は表 3.2.7-26 に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の指定のない区域(前掲図 3.2.2-5 参照)であり、第1種区域となっている。

表 3.2.7-26 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌午前8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外(一部地域)	65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

備考) 1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

3. 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5dB 減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第1種区域の限度は夜間の第2種区域の値とすることができる。

資料) 1. 「平成 26 年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県環境部水環境課)をもとに作成

(5) 土壌汚染

1) 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号、平成20年環境省告示第46号最終改正)は表3.2.7-27に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準は表3.2.7-28に示すとおりである。

表 3.2.7-27 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

注)1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

資料)1. 「土壌の汚染に係る環境基準について」(環境省)をもとに作成

表 3.2.7-28 土壌のダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

資料)1. 「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等」(環境省)をもとに作成

(6) 地盤沈下

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

鴻巣市には「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)に基づく規制地域の指定はない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域に指定している。鴻巣市は、第一種指定地域に指定されており、表 3.2.7-29 に示す地下水採取規制の許可基準が定められている。

表 3.2.7-29 地下水採取規制の許可基準

対象地域	規制内容	許可・届出基準
第一種指定地域	許可(揚水機の吐出口断面積 6cm ² 超)	①ストレーナの位置が 650m 以深 ②揚水機の吐出口の断面積が 21cm ² 以下
	届出(揚水機の吐出口断面積 6cm ² 以下)	①モーターの定格出力 2.2KW 以下 ②地下水の採取量 1 日当たり最大 50m ³ 以下
第二種指定地域	届出(揚水機の吐出口断面積 6cm ² 超)	揚水機の吐出口の断面積が 21cm ² 以下

資料)1. 「埼玉県の地下水採取規制について」(埼玉県環境部水環境課)をもとに作成

(7) 悪臭

1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づく規制基準は表3.2.7-30に示すとおりである。

鴻巣市は、臭気指数による規制地域(基準値1)となっており、対象事業実施区域の区域区分はB区域となっている。なお、鴻巣市には、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭規制地域の指定はない。

表 3.2.7-30 「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制基準

区域区分		基準値	
		基準値(1)	基準値(2)
A区域	(B、C区域を除く区域)	臭気指数15	臭気指数15
B区域	(農業振興地域)	臭気指数18	臭気指数21
C区域	(工業地域・工業専用地域)	臭気指数18	臭気指数18

注)1. 臭気指数とは臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値である。

臭気指数 $=10 \times \log_{10}$ (臭気濃度)

資料)1. 「悪臭防止法(臭気指数規制)」(埼玉県環境部水環境課)をもとに作成

(8) 景観

景観については「景観法」(平成16年法律第110号)、「埼玉県景観条例」(平成19年埼玉県条例第42号)、「埼玉県景観規則」(平成19年埼玉県規則第90号)、「埼玉県景観計画」(平成19年、埼玉県都市整備部)により規制されている。

「埼玉県景観計画」においては、埼玉県内全域を景観計画区域(景観行政団体である市町村等の区域を除く)としており、さらに景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分している。鴻巣市は一般課題対応区域となっている。

(9) 廃棄物

持続可能な循環型社会構築の取り組みとして、埼玉県では廃棄物に係る目標(発生抑制、再利用、再生利用・熱回収、適正処分)を掲げ、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」(平成28年、埼玉県環境部)が策定されている。

(10) 地球温暖化

地球温暖化防止の取り組みとして、埼玉県では2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量2005年比25%削減することを目標として、法に基づく「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画)」(平成21年、埼玉県環境部温暖化対策課)が策定された。また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」(平成21年条例第9号)が制定され、条例に基づき「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」(平成22年)が策定されている。

(11) 自然関係法令

1) 自然関係法令等に基づく指定状況

対象事業実施区域及び調査範囲における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は表 3.2.7-31 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、地下水採水規制区域に指定されている。

表 3.2.7-31 対象事業実施区域及び調査範囲の自然関係法令等に基づく指定状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		対象事業実施区域	調査範囲		
自然保護関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさと緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさととの並木道	×	×	
		ふるさととの森	×	×	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	×	○	
指定猟法禁止区域		×	×	ラムサール条約	
登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×			
国土防災関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	地すべり等防止法
	地すべり防止区域		×	×	砂防法
	砂防指定地		×	×	森林法
	保安林		×	×	
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	○	
	土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害防止法
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
×			×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
○			○	埼玉県生活環境保全条例	

a) 自然公園法、埼玉県立自然公園条例に基づく自然公園の指定状況

調査範囲内には、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国定公園及び埼玉県立自然公園条例に基づき指定された自然公園はない。

b) 自然環境保全法、埼玉県自然環境保全条例に基づく地域地区等の指定状況

調査範囲には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づき国が指定した原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されている地域はない。

対象事業実施区域には、埼玉県自然環境保全条例(昭和 49 年埼玉県条例第 4 号)に基づき埼玉県知事が指定した自然環境保全地域はない。

c) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の状況

調査範囲には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成 4 年条約第 7 号)に基づき世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はない。

d) 都市緑地法に基づく緑地保全地域等の指定状況

調査範囲には、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)に基づき緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されている区域はない。

e) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の指定状況

調査範囲には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づき生息地等保護区に指定されている区域はない。

f) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の設定状況

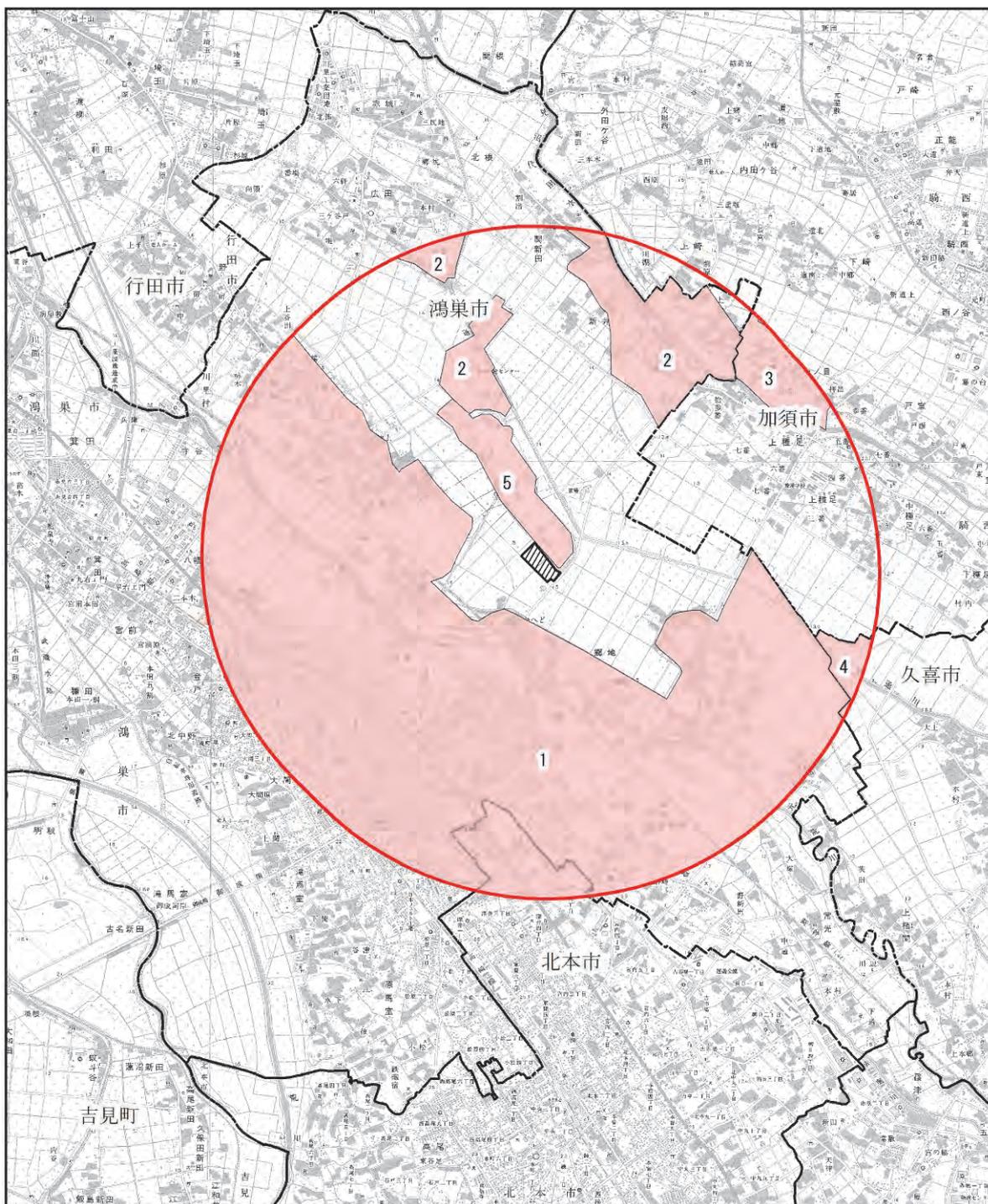
調査範囲における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区等の設定状況を表 3.2.7-32 及び図 3.2.7-1 に示す。調査範囲には、5 カ所の特定猟具使用禁止区域が設定されている。対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域が設定された区域(鴻巣カントリークラブ)に隣接している。

表 3.2.7-32 鳥獣保護区等の設定状況

特定猟具使用禁止区域(銃)			
No.	名称	期限	面積(ha)
1	北足立	平成 35 年 10 月 31 日	47,358.3
2	川里	平成 29 年 10 月 31 日	840.5
3	騎西	平成 28 年 10 月 31 日	325.6
4	小林	平成 36 年 10 月 31 日	760.2
5	鴻巣カントリークラブ	平成 37 年 10 月 31 日	65

注)1. 表中のNo.は図 3.2.7-1 の番号と一致する。

資料)1. 「平成 27 年度鳥獣保護区等位置図」(埼玉県環境部みどり自然課 平成 27 年 10 月)をもとに作成



凡例

- 調査範囲
- 特定猟具使用禁止区域 (銃)
- 対象事業実施区域
- 市町界

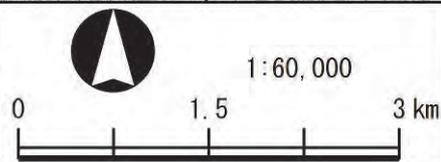


図 3.2.7-1

鳥獣保護区等の設定状況

注) 1. 表中の番号は、表 3.2.7-32 のNo.と対応する。
 資料) 1. 「平成 27 年度鳥獣保護区等位置図」(埼玉県環境部みどり自然課
 平成 27 年 10 月)をもとに作成

g) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された
湿地の指定状況

調査範囲には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年条約
第 28 号)に基づく登録簿に掲載された湿地はない。

h) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

調査範囲における都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区に指定されている
区域はない。

i) その他の法律による区域等の指定状況

調査範囲における森林法に基づく保安林、砂防法に基づく砂防指定地、鉱業法に基づく鉱
区禁止地域、温泉法に基づく温泉地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づ
く急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域及び景観法に基づく
景観計画区域の指定状況を表 3.2.7-33 に示す。

表 3.2.7-33 保安林、砂防指定地、鉱区禁止地域、温泉地、
急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及び景観計画区域の指定状況

地域指定	根拠法令	指定状況
保安林	森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)	保安林に指定されている地域はない。
砂防指定地	砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	砂防指定地に指定されている地域はない。
鉱区禁止地域	鉱業法 (昭和 25 年法律第 289 号)	鉱区禁止地域に指定されている地域はない。
温泉地	温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号)	温泉地に指定されている地域はない。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はない。
地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止区域に指定されている区域はない。
景観計画区域	景観法 (平成 16 年法律第 110 号)	景観計画区域に指定されている区域はない。

資料) 1. 「埼玉県森林計画書」(平成 24 年 12 月 埼玉県農林部森づくり課ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/shinrinkeikaku.html>)
2. 「指定地一覧」(埼玉県県土整備部河川砂防課ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/sabou/shitei-ichiran.html>)
3. 「地域地区(用途地域等)」(埼玉県都市整備部都市計画課ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/tiikitikuyoutotiikitou/index.html>)
をもとに作成